

大阪府監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年10月7日

大阪府監査委員 磯部 洋
 同 赤木 明夫
 同 清水 涼子
 同 和田 秋夫
 同 中川 隆弘

1 委員意見に対する措置

（PFI方式による再編整備事業について）

| | | |
|---------|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府立消防学校 | |
| 監査実施年月日 | 平成23年10月20日から同年11月21日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>消防学校では、PFI方式により施設の再整備等事業を実施しており、その契約期間は平成18年12月15日から平成51年3月31日までとなっている。</p> <p>(1) 当該PFI事業は、当初契約時において、施設等整備業務（3,949,095千円）、維持管理業務（1,843,050千円）、食堂等運営業務（105,360千円）及び大規模修繕業務（559,950千円）の総額6,457,455千円の契約となっている。上記の施設等整備費のなかには、当初の備品購入（129件、125,630千円）が含まれており、このなかには明らかに耐用年数が5年・10年と思われる備品も数多く含まれている。</p> <p>しかし、これでは、例えば、耐用年数5年の備品が5年後に廃棄された場合においても6年目以降平成50年度まで、当該備品の購入費用を負担し続けることになり、少なくとも耐用年数を超えて、PFI事業に含めることは適切ではない。財政規律の観点からも問題であると考えらる。</p> | <p>（措置した機関：大阪府立消防学校） （備品調達に係る品目及び数量の変更等の記録保存） 措置報告済み。 （備品未払金の負債計上） 当該PFI事業に係る建物等の財産（備品含む）を取得した経費については、関係部局と協議を経て、平成23年度決算整理に遡って、負債（その他固定負債）としての計上のための作業を終えました。</p> <p>なお、今後、内容について関係部局（会計局・財産活用課）より新たな指示があれば、協議を行い、訂正等適正に対応します。</p> <p>（措置した機関：危機管理室消防防災課） （不用決定した備品の未払金額一括精算の検討） 備品調達に係る費用の一括精算等について、PFI事業者と協議した結果、了承を得たので、平成24年度補正予算により、一括精算を行った。</p> <p>（VFMの観点からの検証）</p> |

なお、当該PFI事業での備品更新時には、不用決定した備品の未払金額について、一括精算等の取扱いも検討するべきである。

(2) 今回のPFI事業において要求水準書と備品引渡書のリストを比較すると、当初購入予定のものを購入しなかったり、逆に購入予定の無かったものを購入したりしている。PFI事業は、入札時に発注者側が提示する要求水準書に基づき、受注者が落札し、契約締結後に工事内容等について適宜見直しが可能な内容となっているが、購入数量にも相当な増減が見られ、財政規律上問題がある。また、変更理由・経過について詳細な記録もない。変更理由・経過についても記録に留め保存しておくべきである。

(3) 平成23年度から試行されている新公会計制度の仕訳において、当該PFI事業に係る建物等の財産は資産に計上されており、その財源は既に措置されたものとして純資産に計上されている。しかし、本件の場合、債務負担行為を設定し平成50年度までの支出が義務付けられており、今後必要な経費については未払金として負債に計上されるべきである。関係部局と協議のうえ、本事業に係る仕訳全体について再確認するとともに、誤った仕訳箇所は修正し、適正に処理する必要がある。

(4) 当初PFI事業導入可能性の検討に当たっては、VFM(Value For Money)により、従来手法とPFI手法との財政負担見込額の比較検討がなされているものの、具体的な事業実施段階や事業開始後のコスト・効果についての検証はなされていない。可能性検討時点と事業実施時点では前提条件や環境が変わる場合もあり、PFI事業においては、事業者選定段階、さらに事業開始後のモニタリング段階においても、関係部局と協議の上、VFMの観点からの検証を行うべきである。

なお、本件監査に当たり、事業導入可能性検討時点のVFM算定資料や予算要求の積算資料提出を求めたが、保存期間満了

消防学校では、平成21年3月の建物竣工後（建物引き渡し後）、選定事業者が契約に従い、適正かつ確実にサービスを提供しているかを確認するため、選定事業者からの業務報告書の提出と併せ、月1回連絡会議を開催するとともに、随時にモニタリングを実施し、当初の要求水準を満たしていることを常に確認しています。

モニタリングは、選定事業者によるサービスの履行を確認する重要な手段であり、「モニタリングに関するガイドライン（平成15年6月23日 民間資金等活用事業推進委員会）」にも明記されています。

平成23年度の委員監査において、「事業開始後のモニタリング段階においても、関係部局と協議のうえ、VFMの観点からの検証を行うべきである。」との意見をいただいたことから、検証の方法、実施時期等について検討するとともに、庁内関係部局や内閣府にも確認しましたが、検証方法等について助言を得ることはできませんでした。

さらに、他府県で事後検証を実施しているとされる団体にも照会を行ったが、結果的には、どの団体も特別な検証を行っているものではなく、モニタリングを事後検証と位置付け、要求水準を達成している場合にはVFMを確保しているとしていました。

「モニタリング段階におけるVFMの観点からの検証」の方法が示されていないことから、今後もモニタリングを継続し、要求水準を達成させていくことで、VFMの観点からの検証とします。

| | |
|---|--|
| <p>により廃棄し現存しないという説明であった。確かに、PFI事業では、当初積算は参考数値であり、契約後の受注者との協議等によって設計変更や備品購入数などの変更も可能なものであるが、それ故に当初の考え方というものは、しっかり把握しておくべきであり、契約に至った経緯を記録に留める意味でも、PFI事業が継続している間は、VFM算定の資料や当初積算資料の保存も必要であると考えます。</p> <p>(なお、この意見は、消防学校所管課として予算要求や契約事務を行う危機管理室消防防災課に対する意見ともする。)</p> | |
|---|--|

(管外旅費の実費精算について)

| | | |
|--|-------------------------|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府総務部 (人事室企画厚生課) | |
| 監査実施年月日 | 平成23年6月21日から平成23年8月5日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>管外旅費の精算については、従来、一部を除き、定額支給とされてきたところであるが、実際に要した以上に支給することも懸念されることである。このため、管外旅費については、内部統制の観点から、実費負担による精算への変更を検討されたい。</p> | | <p>旅費の定額支給方式は、事務量の煩雑さ等を総合的に勘案して、国も含め、全国的に導入されている条例上の制度です。</p> <p>大阪府では、旅費条例により旅費の支給は、航空賃以外の鉄道賃等については定額支給することとなっており、この定額方式による旅費制度を前提にSSCシステムを導入し、その導入により庶務事務などを担当する人員を削減しているところです。</p> <p>このたび、旅費の支給方法として考え得る「エクスプレスカードの利用」、「回数券価格に合わせた定額の見直し」、「領収書による精算方式の導入」の3つの支給方法について、実証実験の実施も含め、費用対効果や課題について検討を行いましたが、いずれも削減効果を上回る事務量の増加があり、かえって費用負担が増加します。また、システム改修等で更に多額の費用が必要となること、回数券については有効期限が3カ月しかないこと、エクスプレス予約については、予算の節の問題、旅費の代理受領の問題、カードの保管・管理等の課題等、解決が困難な問題点が多いです。</p> |

| | |
|--|--|
| | 上記の理由により、鉄道賃等の管外旅費については、現行の定額方式を継続することが適当です。 |
|--|--|

(公債管理特別会計の注記について)

| | |
|---------|-------------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府総務部（財政課） |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月19日から平成24年8月3日まで |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|--|
| <p>平成23年度末の府全体の府債残高は6兆378億円であり、その償還財源は一定のルールに基づき減債基金として積み立てられる。</p> <p>新公会計制度上、平成23年度末において資産の裏付けのある府債のうち減債基金の積立が次年度以降となるものは各事業の貸借対照表に計上され、資産の裏付けのない府債及び資産の裏付けのある府債のうち平成23年度末時点で減債基金の積立の対象となるものは「公債管理特別会計」において集約される。</p> <p>府は府債の償還財源として減債基金を積み立て、臨時財政対策債等とそれ以外の府債のそれぞれの対応額を公表し、当該基金の積立不足額を示している。前者の臨時財政対策債等には、交付税の算定上、返済原資が考慮されるものが含まれているため、国からの財源措置の見込額を一定の方針で算定し、将来世代の負担額を明らかにすることは、府民にとっても有用な情報である。</p> <p>また、減債基金の積立ルールは複数あり、さらに、今後、公債費を平準化していく方針であることから、償還時における一般会計に対する影響についてもあわせて情報開示が必要である。</p> <p>したがって、府としての説明責任を果たす必要があることから、公債管理特別会計に関してわかりやすい注記について今後検討されたい。</p> | <p>(公債管理特別会計の注記)</p> <p>平成23年度決算に基づく公債管理特別会計の財務諸表（※会計局作成）における注記では、償還時に地方交付税による補填措置が見込まれる臨時財政対策債等について、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入が見込まれる額として総務省令（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年省令第8号））で定めるところにより算定した総額を示しています。</p> <p>【参考】</p> <p>大阪府財務諸表作成基準第7条第5項</p> <p>会計管理者は、前項の規定により部局長が作成した財務諸表に基づき、会計別に財務諸表を作成しなければならない。</p> |

(財政収支算定的前提について)

| | |
|---------|----------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府総務部（財政課） |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月19日から同年8月3日まで |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>府の財政収支の見通しは、臨時財政対策債の発行について、平成26年度以降発行しない前提で試算されているが、国の財政状況をかんがみると臨時財政対策債の発行は今後も続けられる公算が高い。</p> <p>制度上の不確実な要素をどの程度考慮するかは、一定の判断が入り、恣意性などが介入するため財政収支には反映させないにしても、可能性が高いと考えられる臨時財政対策債が継続する場合のシミュレーションを行い、想定される財政収支や財政健全化団体となる実質公債費比率への影響を説明することについて検討されたい。</p> | <p>財政状況に関する中長期試算25年2月版では、現時点で確実に見込むことができる条件を前提に、総合的に判断の上、試算を行いました。</p> <p>臨時財政対策債については、現行法上平成26年度以降発行しないため、試算においても平成25年度までの発行を見込みました。しかしながら、財政収支への影響が大きいことから、平成26～28年度の3年間臨時財政対策債が継続する場合の影響について、一定の条件のもと試算を行い、公表しました。</p> |

(出資法人の管理について)

| 監査対象機関名 | 大阪府総務部（行政改革課） | |
|--|--|--|
| 監査実施年月日 | 平成24年6月19日から同年8月3日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>出資法人の管理について、以下の点に留意し、行政改革課の主導により所管部局における管理が適切かどうかについてモニタリングする方針及び体制について検討されたい。</p> <p>1 自立化法人 自立化法人とはいえ、府からの出捐金を取り崩して事業に充てている法人もあり、府は出資者としての責任を果たすため、法人の事業計画の進捗状況を注視し、自立化法人化後、適切に事業を実施しているかを確認していくことが必要である。</p> <p>2 出資割合が下がったことにより指定解除された法人 過去の監査結果などの課題が残る法人については、それらの課題が是正されたかなどの点検をするなど、一定期間の指導を継続していくべきである。</p> <p>3 その他出資法人</p> | <p>出資法人の運営に関しては、行政改革課と法人所管部局との連携のもと、適切に管理しています。</p> <p>なお、平成24年度から経営状況報告を求める法人の範囲の拡大や、資本金等の額の減少に関し報告義務を課すなど、出資法人への関与事項等について見直しを行っています。</p> <p>(自立化法人について) 自立化法人は、地方自治法に規定する知事の調査権の対象であり、長の調査権に基づき求めている決算など経営状況等の報告を通じて事業が適切に執行しているかを確認しています。</p> <p>また、基本財産を処分する際には、指定出資法人に準じて協議を求めることとしており、このような機会等を通じて、引き続き法人において事業が適切に執行しているかを確認していきます。</p> <p>(指定解除法人について)</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>出資法人の設立及び運営指導等に関する事務要綱上、府の出資法人のうち、指定出資法人及び自立化法人以外の法人をその他法人というが、これらの法人の規模に関わらず法人運営が適切にできるような体制についても、府の主導による検討が望まれる。</p> | <p>指定解除法人の経営課題については、監査結果のフォローアップを含め、所管部局において管理、点検していますが、行政改革課としても、監査結果を確認し、法人の適切な会計処理及び運営に関する通知の発出、研修会の実施等を行ったところです。今後とも行政改革課としても所管部局と協力して案件に応じて必要な対応を行っていきます。</p> <p>(その他出資法人について)</p> <p>平成25年度から、所管部局を通じて法人から財務などの相談があった場合には、必要に応じて専門家からの意見を求められるように相談体制を構築し、法人の規模にかかわらず出資法人が適切に運営できるよう予算措置しました。</p> |
|---|---|

(個人府民税について)

| | |
|--|---|
| <p>監査対象機関名</p> | <p>大阪府なにわ北府税事務所</p> |
| <p>監査実施年月日</p> | <p>平成24年1月16日から同年2月3日まで</p> |
| <p>監査の結果</p> | <p>措置の状況</p> |
| <p>個人府民税については、平成19年度における所得税から住民税への税源移譲により、府税における調定額が増大し、平成22年度における府税収入1兆657億円の28.5パーセントを占める3千38億円である。これは府税収入の第1位の収入額となっており、個人府民税の収入確保が大阪府の歳入確保のうえで重要な課題となっている。</p> <p>しかしながら、個人府民税の収入歩合は府全体として平成19年度94.8パーセントから平成22年度91.7パーセントと低下傾向にあり、収入未済額も平成19年度172億円から平成22年度には263億円と増大し、平成22年度末の府税収入未済額の58.7パーセントを占める状況となっている。</p> <p>地方税法第41条第1項において個人の道府県民税の賦課徴収は区域内の市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行うこ</p> | <p>(措置した機関：財務部税務局徴税対策課)</p> <p>大阪市との連携強化については、平成24年7月に税務事務全般の共同取組を推進するため、「大阪府・大阪市税務事務連携協議会」を設置し、平成24年度において法人関係共同調査など3事業を実施することとしました。</p> <p>徴収上の共同取組としては、平成24年10月から府と市に重複滞納している滞納者（個人市府民税を含む）に対して、本庁間で相互併任制度を活用した「合同滞納整理特別対策チーム」を設置し、具体的な数値目標を定め、合同滞納整理を実施しているところです。</p> <p>また、大阪市からの個人府民税の報告窓口であり、また同税の調定を計上しているなにわ北府税事務所を含めた大阪市内府税事務所と市税事務所との間での徴収向上に向けた具体的な取組としては、税収確保重点月間（平成24年12月）において、府・市税事務所合同で情報交</p> |

と（法定委任）とされており、府内市町村が徴収した個人府民税が毎月管轄府税事務所に報告されるとともに振り込まれている。

大阪市における個人府民税についてみると、その収入歩合は低下しており平成22年度の大阪市の収入歩合は**90.1**パーセントと、大阪市を除く市町村の平均**92.4**パーセントと比べて、**2.3**ポイント低い状況である。

平成22年度における大阪市分の個人府民税の調定額は府全体の調定額の**28.8**パーセントを占める**952**億円となっており、仮に大阪市内分の個人府民税の収入歩合が大阪市を除く府内市町村の平均に達していれば、**22**億円の歳入増が見込まれるところである。したがって、大阪府の歳入確保を図る観点から、個人府民税の徴収向上、とりわけ大阪市内の個人府民税の収入確保のための取組が重要かつ喫緊の課題である。

監査委員として、平成21年度に大阪市内分の個人府民税の収入歩合の向上についての委員意見を付し（税務室徴税対策課）、税務室においては、大阪市との連絡会議の開催や合同公売などの取組など大阪市との連携の強化に努めてきたところではあるが、今後は、個人府民税の徴収向上に向けた取組についての目標を設定し共有するとともに、現場の担当者を含めた連携体制と徴収向上に向けた具体的な取組の一層の推進に努められたい。

（なお、この意見は、総務部税務室徴税対策課に係る意見ともする。）

換会議を開催し、差押え等の共同取組を実施しました。

さらに、平成25年度からは、中央府税事務所と船場法人市税事務所との間において、府と市が重複している滞納事案（個人市府民税の特別徴収滞納分を含む）の合同滞納整理体制を構築し、年度内に実施するなど、府税事務所と市税事務所間での徴収向上に向けた取組についても推進しているところです。

（府税債権に係る処理目標の設定について）

| | | |
|---------|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府泉北府税事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成23年11月19日から平成24年1月13日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | 大阪府では、平成14年度から府税収入確保のため、税務室主導で過去の実績を勘案し数値目標を設定しており、現在は未整理滞 | （措置した機関：財務部税務局徴税対策課） 税務局において、現行の数値目標達成状況、課題等を検証し、平成 |

| | |
|--|---|
| <p>納額の5パーセント圧縮を各府税事務所の目標として徴税事務が執行されている。一方、各府税事務所の目標とは別に、平成21年度からは、総務部長のマニフェストとして滞納繰越分の40パーセント圧縮が目標として掲げられている。</p> <p>しかしながら、各府税事務所における未整理滞納額の5パーセント圧縮と税務室の滞納繰越額の40パーセント圧縮という目標の関係は全く明確ではなく、過去各府税事務所における未整理滞納額の年5パーセント圧縮の取組の成果を踏まえて滞納繰越額の40パーセント圧縮が掲げられているに過ぎないと言わざるを得ない。</p> <p>税務室及び各府税事務所においては、大阪府の財政状況に鑑み、府税収入の確保に鋭意取り組んできている。それらの取組を踏まえて、今後の目標設定のあり方について検証するとともに、府全体の目標と目標達成に必要な各府税事務所の目標の関係を明確にすべきである。</p> <p>(なお、この意見は、総務部税務室徴税対策課に対する意見とする。)</p> | <p>25年度以降の目標設定の方向性（目標達成のミッションが明確、かつ経済動向に大きく左右されず、課税・納税両部門の取組みが反映できる目標値）を定め、平成25年度税務重点目標を税務局長から本庁各課長及び各事務所長に対し通知しました。</p> <p>府税の全体目標は、平成25年度から3年以内に全国平均水準の収入未済割合（※）を達成することとし、そのため、平成25年度においては、府が自ら徴収する税目（個人府民税均等割・所得割及び地方消費税を除く）に係る収入未済額を前年度末より10パーセント以上圧縮（収入未済割合にあっては0.3ポイント圧縮）する目標値を設定しました。</p> <p>各事務所においては、税務局が定めた全体目標を受け、事務所ごとに目標値を定めて税込確保に取り組むこととしたところです。</p> <p>（※）収入未済割合とは、当該年度の収入未済額を全調定額（個人府民税均等割・所得割及び地方消費税を除く）で除した割合をいいます。</p> |
|--|---|

(自動車税の徴収の取組について)

| | | |
|---|---|--|
| <p>監査対象機関名</p> | <p>大阪府大阪自動車税事務所</p> | |
| <p>監査実施年月日</p> | <p>平成22年12月13日から平成23年1月14日まで</p> | |
| <p>監査の結果</p> | <p>措置の状況</p> | |
| <p>(1) 大阪府では自動車税の収入歩合は全国平均を下回り、全都道府県における順位も下位に位置している。平成21年度から自動車税の電話納税催告業務の一部を自動車税コールセンターへ外部委託しているが、自動車税の収入歩合を向上するため、費用対効果の観点を考慮し、車検時納付前の納税催告を推進するとともに、府税事務所への早期の徴取引継ぎを実施するなどの取組について具体的に検討されたい。</p> | <p>(措置した機関：総務部税務室徴税対策課) (自動車税の徴収の取組について)</p> <p>自動車税の収入歩合を向上するため、「平成25年度以降における自動車税徴収体制の見直しについて【概要】」を取りまとめるとともに、大阪自動車税事務所の体制整備を行いました。</p> <p>1 大阪市内府税事務所の事務所再編に併せて、大阪自動車税事務所において、大阪市域全域に係る滞納整理体制を整備しました。</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>(2) 平成21年度の自動車税の徴収については、大阪自動車税事務所、各府税事務所及び税務室徴税対策課所管のコールセンターの3部署が担っているものの、自動車税全体の収入率向上のための取組について、全体の進捗管理を「いつ、誰が、どのように行うか」などの「PDCAサイクル」は明確であるとは言い難い。自動車税の収入歩合の向上を図るために、電話納税催告をさらに推進するなどコールセンターを積極的に活用し、税務室、大阪自動車税事務所及び各府税事務所単位での詳細な分析を行い、具体的なアクションプランを策定されたい。さらに、自動車税全体の収入歩合の目標に対する進捗管理については、税務室あるいは大阪自動車税事務所において総括的に実施する体制整備が急務である。</p> <p>(なお、この意見は、総務部税務室徴税対策課に対する意見とする。)</p> | <p>2 電話納税催告を更に推進するなどコールセンターでの催告対象事案を拡大し、積極的に活用することとしました。</p> <p>3 車検時納付前の納税催告を推進するため、大阪自動車税事務所での納税催告の実施、府税事務所への早期の徴収引継ぎを実施することとしました。</p> |
|--|--|

(実践的英語教育強化事業について)

| | | |
|---|--|--|
| <p>監査対象機関名</p> | <p>大阪府府民文化部（私学・大学課）</p> | |
| <p>監査実施年月日</p> | <p>平成24年7月18日から同年8月24日まで</p> | |
| <p>監査の結果</p> | <p>措置の状況</p> | |
| <p>府民文化部私学・大学課は、平成23年度から新規に、教育の質を向上するための取組として「実践的英語教育強化事業」を実施している。しかし助成校数は、当初想定50校に対し、参加8校、助成を受けたのは4校となり、想定を大幅に下回る結果となった。また、助成対象となった学校は、帰国子女が多い等、すでに英語コミュニケーション能力が高い生徒が在籍する学校が中心であり、この助成を契機として能力を高めるという助成の趣旨を達成しているかに疑問が残る。</p> <p>当該事業は、平成24年度も継続して実施される予定である。私学・大学課では、参加要件の緩和や基準点の変更等を含む制度変</p> | <p>平成24年度の「実践的英語教育強化事業」の実施に当たっては、参加校数を成果指標と考え、より多くの学校が本事業に取り組めるように、参加要件の緩和などの改善について検討を行いました。しかしながら、（1）単に参加要件の緩和を行うだけでは、学校における英語教育の改革の取組が、一部の生徒に対するものとなるおそれがあり、「学校全体での取組を支援することにより、大阪の英語教育をより実践的なものへと変える」という本事業の趣旨に沿わないこと、また、（2）昨年どおりの要件に基づいて、既に本事業に取り組んでいる学校があったことなどを考慮し、人数要件など昨年度の枠組みを変更することなく事業を実施することとしました。</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>更を検討しているが、現在のところ、当該事業に係る実施要綱等に改善のための変更はなされていない。</p> <p>平成24年度の実施に向けて、（１）府内の高校生の英語コミュニケーション能力を向上及び（２）教育の質を向上するための取組を積極的に行う「頑張る学校」に対する助成、という２つの目的を達成するために、それぞれの目標の成果を確認するための指標を明らかにし、１年目の実施結果の検証を踏まえて、本事業の改善を早急に図られたい。</p> | <p>これにより、私立学校５校（うち新規１校）が本事業へ参加し、そのうち４校が助成対象となりましたが、本事業については、補助対象要件が厳しく、参加校が少数にとどまるなどの課題があることから、監査結果も踏まえ、大阪の英語教育の充実を図る観点から、効果的な事業手法のあり方について教育委員会と検討・協議を行いました。</p> <p>その結果、平成25年度については、グローバル人材の育成に向けた大阪の英語教育トータル取組の中で、より多くの学校がTOEFL iBTを用いた実践的な英語教育に取り組みるように、教育委員会が実施する「使える英語プロジェクト」の中に、TOEFL iBTのオンライン練習用テスト（模擬テスト）３回分の経費を支援するメニューを新たに追加するほか、公私協同でTOEFL iBTに関する教員向けセミナーや研究授業を行うこととしています。なお、新メニューの成果の指標としては、１回目と３回目を比較したスコアの伸びを想定しています。</p> |
|---|---|

（大阪マラソン事業における委託業務管理について）

| | | |
|---|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府府民文化部（都市魅力創造局生涯スポーツ振興課） | |
| 監査実施年月日 | 平成24年7月18日から同年8月24日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>大阪マラソン組織委員会は、第1回大阪マラソン（事業費12億円）の開催業務を民間業者に11億円で委託している。委託金額は、委託業者から事業終了後に提出される決算報告に基づいて確定するが、当該報告の内容について、取引内容の把握や取引金額の確認が、十分に行われていないものがある。</p> <p>大阪マラソン事業は、府・市・大阪陸上競技協会が主催して、ランナーから参加料を徴収し、府・市からは各々約1億円を負担して行われるものであり、その取引内容の透明性・適正性については、府民に対して重要な説明責任を負っているものと考えられる。</p> <p>今回のマラソン事業は、民間の協力で、大きな経済波及効果を</p> | <p>平成25年3月に「大阪マラソン大会事業に係る決算報告等の確認の考え方について」を作成しました。</p> <p>これにより、事業終了後の委託金額の確定にあたっては、事業者提出の決算報告を十分確認し、個別内容ごとに記載ができるものや、数量が明確である取引については、透明性・適正性を図るため、より精度を高めた記載を求めることとし、精算方法についても各項目間のばらつきが生じないように求めることとしました。</p> <p>また、委託業者の手数料部分等となる進行管理費や調整費については、委託内容や実態の確認を行った上で決算報告書に反映させることとしました。</p> <p>なお、チャリティ事務局関係費として支出されていた「チャリティ</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>あげるようなイベントとなっており、取引の経理処理方法や管理手法は、弾力的な対応も一定必要であろうが、現状は不十分である。府民への説明責任を果たすため、大阪マラソン組織委員会事務局においては、委託業者からの決算報告について、十分な確認を行われたい。</p> | <p>特集」の掲載料は、ランナー募集等第1回大阪マラソンのPRとしての2回分の掲載料であったため、今後本区分は広告料の経費区分とすることとしました。</p> |
|--|--|

(生活困窮者等に対する貸付事業（府かけこみ緊急資金貸付金）の債権管理について)

| | | |
|--|---|--|
| <p>監査対象機関名</p> | <p>大阪府福祉部（地域福祉推進室）</p> | |
| <p>監査実施年月日</p> | <p>平成22年6月14日から同年8月20日まで</p> | |
| <p>監査の結果</p> | <p>措置の状況</p> | |
| <p>大阪府かけこみ緊急資金貸付制度の事業主体である社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の債権管理の状況を調査したところ、債権回収の可能性の著しく低い債権、いわゆる「懸念債権」は、平成21年度末における未償還残高約20億円のうち、推定で約15億円と総額のおおよそ7割を超え、借主からの償還額も年々減少傾向にある。（本制度の貸付は平成13年度で終了している。）</p> <p>事業主体としての債権の管理状況・回収見通しを考慮すると、貸付原資を貸し付けている府にとっても、懸念債権の約15億円がそのまま府の債権の回収不能につながるものが危惧される。このため、府として、以下の措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適正な債権管理に向けた全庁的な対策強化を踏まえ、事業主体に対して、懸念債権を適確に把握するための作業を着実にを行うとともに、回収可能な債権については効率的な回収に努めるよう指導を強化すること。 新公会計制度の導入を目前に控え、府としての方針を立てる必要があるため、府と事業主体間で最終リスクの負担に係る双方の責任を明確にし、貸付金の返還のあり方について、早急に協議に入られたい。 | <p>(効率的な回収に向けた指導強化等について)</p> <p>平成23年3月31日に府と（社福）大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）との間で締結した覚書で定める償還免除基準に基づき、府社協において、府社協が保有する全債権の調査及び回収不能額の確定作業を平成24年6月末まで実施し、貸付原資として府が府社協へ貸し付けた22億7,377万円のうち貸付を受けた借受人が生活困窮又は行方不明若しくは消滅時効を援用した等の理由で府社協が償還不能と判断した債権及び債権額が少額で取立てに要する費用に満たない借受人に対する債権に相当する額である19億3,814万984円を回収不能債権と確定しました。</p> <p>(貸付金の返還に係る協議の開始について)</p> <p>平成24年9月議会において府が府社協に対して回収不能債権を債権放棄する議決を得るとともに、「大阪府かけこみ緊急資金貸付契約」に基づき平成24年12月14日に府と府社協との間で締結した協議書において、府が府社協に対して回収不能債権の返還を免除することを確定しました。</p> | |

(指定管理制度の選考、業務遂行について)

| | | | |
|---------|--|-------|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府福祉部（子ども室子育て支援課） | | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月11日から同年7月27日まで | | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 | |
| 1 | <p>大阪府立大型児童館ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）は、平成11年6月に開設し、開設以来、財団法人大阪府地域福祉推進財団（以下「法人」という。）が一貫して管理を行っているところである。</p> <p>平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者を公募しているものの、応募者数は低調であり、法人が引き続き指定管理者に指定されている現状にある。競争性が乏しく、創意工夫が働いていない懸念がある。</p> <p>指定管理者公募にあたっては、応募者数を増やし競争原理を働かせる取組が求められる。選定スケジュールの早期化、施設特性のPRの充実、収入インセンティブ面の検証などに努められたい。</p> <p>また、建設時、171億円もの巨額投資をした施設であり、多額の経費を費やして運営しているにもかかわらず、入館者が年間26万人程度にとどまっていることから、思い切って一定の予算を確保し、事業者にリニューアルを含めた事業の提案をさせるなど、ビッグバンの魅力をさらに高め、来館者数を増やす取組を進めるべきである。</p> <p>さらに、開設から10年以上経過し、施設の経年劣化が進んでいる可能性があることから、法人と協議し、長期的視点に立った修繕計画の作成が急務である。</p> | 2 | <p>安全対策について</p> <p>事故発生後、「大阪府立大型児童館ビッグバン危機管理マニュアル」の改定作業を大阪府及び指定管理者共同で行うとともに、指定管理者が大阪府の実施する危機管理研修会に参加するなどして、双方で危機管理意識の向上及び共有を図りました。</p> |
| 2 | <p>平成23年8月29日に男児2名が負傷する展示遊具（重さ56キログラム）の落下事故が発生した。ビッグバン管理運営マニュアルにおいて展示遊具は年2回点検することとなっていたが、実際には年に1回しか点検しておらず、指定管理者にも点検回</p> | | |

| | |
|---|--|
| <p>数について指示をしておらず、大阪府の安全性点検についてのモニタリングが不足していた。</p> <p>また、事故の報道資料提供が平成23年9月13日と事故発生から約2週間経過後だったこと、一斉点検中に事故について公表することなく土日に開館したことは問題である。公共施設としての重要性に鑑み再発防止に向けた安全性の確保が求められる。</p> | |
|---|--|

(時代玩具の活用について)

| | | |
|---------|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府福祉部（子ども室子育て支援課） | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月11日から同年7月27日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>大阪府は平成5年6月に、全体として6.18億円もの高額で購入した時代玩具を所有しており、平成11年6月に開館した大阪府立大型児童館ビッグバン内の収蔵庫で保存管理を行っている。現在は他の館内備品同様、指定管理者である財団法人大阪府地域福祉推進財団（以下「法人」という。）に貸与している。</p> <p>法人は指定管理業務の一環として大阪府立大型児童館ビッグバン管理し、ビッグバン等や府庁本館などで展示しているが、有効な活用がなされているとは言い難いことから、あり方について検討されたい。</p> <p>また、時代玩具は、大阪府の新公会計制度の貸借対照表において資産計上されていないが、府にとって歴史的・文化的に価値の高い資産であることから、所有点数や取得価額合計等の情報を「その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項」として注記されたい。</p> | <p>(時代玩具のあり方について)</p> <p>時代玩具について、より広く府民等に鑑賞及び研究機会を確保するとともに、文化財保護の観点から適切な保存・展示を要するため、財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例第6条第1項第1号に基づき、平成25年3月11日付けで、大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国立民族学博物館と無償譲渡契約を締結し、同月18日にビッグバンから同博物館へ搬入されました。</p> <p>よって、平成25年3月31日現在の貸借対照表への注記の必要はありません。</p> |

(普通財産の無償貸付について)

| | |
|---------|-----------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府福祉部（国民健康保険課、高齢介護室） |
|---------|-----------------------|

| | | |
|---------|--|--|
| 監査実施年月日 | 平成24年6月11日から同年7月27日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>社会福祉法人恩賜財団済生会（以下「済生会」という。）は、府有地に富田林病院看護師宿舎を所有しており、当該土地について、大阪府は、済生会に対し無償で貸し付けている。</p> <p>しかしながら、府と済生会との間で締結された使用貸借契約書には、看護師宿舎の使用は規定されておらず、当該用地としての使用は契約内容に反している。</p> <p>また、無償貸付については、平成23年3月に総務部長通知が出され、減免基準の厳格化が図られているところであり、その基準に照らし、減免の対象について再検討すべきである。</p> <p>よって、これらについては早急に是正されたい。</p> <p>さらに、同契約に基づいて、済生会に対し無償貸付をしている特別養護老人ホーム「富美ヶ丘荘」職員宿舎の用地・建物についても、他の民間が運営する高齢者向け施設との公平性や府の財政状況を鑑みると、無償貸付の妥当性について再検討すべきと考える。</p> | <p>（看護師宿舎用地の貸付について）</p> <p>使用貸借契約に脱漏していた富田林病院看護師寮の用途については、平成24年9月27日付けで指定用途に「富田林病院の経営」を追加する変更契約を締結しました。</p> <p>なお、変更契約に際しては、看護師宿舎としての利用が平成23年3月の総務部長通知の減免基準1に該当すること、及び現在も看護師宿舎として使用されていることを確認し、総務部へ合議をしています。</p> <p>（特別養護老人ホーム「富美ヶ丘荘」職員宿舎（用地・建物）の無償貸付の妥当性について）</p> <p>特別養護老人ホーム「富美ヶ丘荘」職員宿舎の無償貸付については、厳格化された平成23年3月の総務部長通知の減免基準2に該当するものであり、現在も「富美ヶ丘荘」のEPA介護職員等の宿舎として使用されています。</p> <p>府立施設を民営化した際、全ての機能を無償譲渡している他の高齢者施設との公平性の観点から、施設が有効に利用されている間は無償貸付を継続せざるを得ないと判断します。</p> |
| | （障がい児等療育支援事業（専門集団療育事業）について） | |
| 監査対象機関名 | 大阪府福祉部（障がい福祉室） | |
| 監査実施年月日 | 平成23年6月13日から同年7月29日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>(1) 大阪府が障がい児等療育支援事業の一つとして実施している専門集団療育事業は、厚生労働省の定めた地域生活支援事業実施要綱において、中核市が実施主体の一つとされているにもかかわらず、中核市である東大阪市内でも実施されている。また、事業の対象者については、大阪府が定めた大阪府障がい児</p> | <p>（親子療育教室（ポニーの学校）について）</p> <p>親子療育教室（ポニーの学校）については、市町村で実施可能であり、府は一定の役割を終えたとの判断から府事業としては平成23年度限りで廃止します。</p> <p>東大阪市内（東大阪市子ども家庭センター）で実施している親子療</p> |

等療育支援事業実施要綱において、原則として指定都市・中核市の居住者は除くとしているにもかかわらず、中核市である東大阪市及び高槻市の居住者についても利用を認めている。中核市は、地方交付税の算定上所要の措置が講じられていることも踏まえ、中核市との役割分担や経費負担のあり方について明確にされたい。

指定都市・中核市以外の市町村については、障害者自立支援法や児童福祉法の改正により平成24年4月から障がい児通所支援の市町村への移行等が予定されていることも踏まえ、市町村との役割分担や経費負担を含めた事業実施のあり方について、早急に関係市町村との協議を行い、これらについて検討を行われたい。

なお、これら関係市町村との協議に当たっては、障害者自立支援法等に定められている府としての専門的、広域的な役割や人材育成等の役割を踏まえ、市町村に対する支援等のあり方についても留意する必要がある。

- (2) 当該事業については、大阪市内（1か所）、堺市内（2か所）及び東大阪市内（1か所）でも実施されているが、事業の対象者については、上記のとおり原則として指定都市・中核市の居住者は除くとされていることから、その実施場所として適当であるのか、他に実施に適した場所がないのか改めて検討されたい。

また、堺市内において2か所で事業を実施する必要性についても、利用者の地域性を踏まえた住民サービスの観点から検証されたい。

- (3) 当該事業のうち大阪府（福祉部）と堺市が堺市内の府有施設2か所で同時に実施しているものについて、事業費全体額を把握していないため、それを把握の上、適正な案分比率によって堺市との間で費用負担が行われているか検証する必要がある。

- (4) 当該事業のうち大阪府立生野聴覚支援学校及び大阪府立堺

育教室（ポニーの学校）については、府事業としては平成23年度限りで廃止します。

大阪市内（生野聴覚支援学校）、堺市内（堺聴覚支援学校）で行われている難聴乳幼児教室（ぴよんぴよん教室）については、教育委員会と協議した結果、平成24年度は聴覚支援学校に進学する予定である障がい児等に対して行う事業として教育委員会が実施します。

福祉部としては、難聴乳幼児教室（ぴよんぴよん教室）の実施場所について堺市内は障がい者交流促進センター1か所となります。

同施設は、旧堺児童相談所から機能移転し、設計段階から聴力検査室や磁気誘導ループの配置など難聴乳幼児教室（ぴよんぴよん教室）の実施を前提に設備投資を行っており、他への移転はコストが膨大な上、適当な移転先施設がないため、同施設で事業継続したいと考えています。

今後、市町村での事業とする場合、併せて適切な実施場所がないか検討します。

（難聴乳幼児教室（ぴよんぴよん教室）について）

難聴乳幼児教室（ぴよんぴよん教室）については、府は一定の役割を終えたとの判断から府事業としては平成24年度限りで廃止します。

（教育委員会事務局教育振興室支援教育課）

両者協議した結果、事業の性質上、負担及び責任の分担を明確化し協定等を締結することは困難、よって、共同事業として継続することは困難であるとの結論に至りました。

そのため、共同事業は平成23年度限りで解消することとし、平成24年度は福祉部では聴覚支援学校以外で、教育委員会では聴覚支援学校において、難聴乳幼児教室を実施いたしました。

責任の明確化を図るため、平成24年度は福祉部・教育委員会の各々で難聴乳幼児教室を実施することとし、これに要する費用を各々予算化しました。

| | |
|--|--|
| <p>聴覚支援学校で実施している難聴乳幼児教室（ぴよんぴよん教室）については、大阪府教育委員会の難聴幼児に対する教育相談事業との共同事業として実施されているが、共通の事業に要する消耗品、光熱水費等の費用の負担割合や、施設、設備及び備品の使用及び事故があった場合の責任の分担等について、明確な取決めが行われていない。今後も共同事業として継続するのであれば、両者協議の上で協定等を締結すべきである。</p> <p>また、大阪府教育委員会が実施している難聴幼児に対する教育相談事業が学校教育法上も位置付けられ、学校本来事業として実施されていることから、共同事業として実施している事業の実施方法について、福祉部の実施要綱における位置付けや予算措置も含め、改めて関係機関との協議を行い、今後のあり方について検討されたい。</p> <p>(なお、(4)については大阪府教育委員会に係る意見ともする。)</p> | |
|--|--|

(金剛コロニーの運営委託料について)

| | | |
|---------|--|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府福祉部（障がい福祉室） | |
| 監査実施年月日 | 平成23年6月13日から同年7月29日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）の運営については、指定管理者である社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）に委託しているところであるが、その運営委託料の支出にあたっては、以下の点について見直しを図られたい。</p> <p>(1) 金剛コロニーの運営委託料には、事業団の事業全体に係る管理業務等、金剛コロニーの施設運営に係るもの以外の業務にも携わっている事業団の本部職員の人件費が含まれている。</p> <p>このため、本部職員の人件費については、事業別に案分するなど金剛コロニーの施設運営に係るもの以外と区分し、算定方</p> | <p>(本部職員人件費について)</p> <p>府立施設と団立施設へのそれぞれの関与を明確に区分するとともに、両施設の事務を兼務する職員人件費については、それぞれの施設に専従する職員の人件費比率で案分することとします。</p> <p>以上の取扱いについては、府と事業団との間で覚書を締結し、平成23年度の委託料の精算から反映しました。</p> <p>(発達障がい療育等支援事業及び地域移行支援センター事業について)</p> <p>両事業と金剛コロニー管理運営委託事業との負担区分について、管理運営委託契約に基づく協議を行い、平成23年度の精算に反映いたし</p> |

| | |
|---|---|
| <p>法について見直されたい。</p> <p>(2) 事業団に委託している発達障がい療育等支援事業及び補助金を交付している地域移行支援センター事業については、委託料及び補助金の上限額を超えた事業費（人件費）を金剛コロニー運営委託料の一部として支出している。</p> <p>しかしながら、府と事業団との間で締結された協定書及び契約書等においては、その旨が明記されておらず、これらの事業と金剛コロニーの運営との関係が不明確である。</p> <p>また、これら事業の委託料及び補助金の執行については、金剛コロニー運営委託料を支出している課とは別の課で行われ、両事業の各施設における事業費総額が見えにくくなっている。このため、金剛コロニー運営委託契約の内容や支出方法を精査するとともに、支出の透明性、適正性が確保されるよう、支出根拠を明確にされたい。</p> | <p>ました。</p> <p>両事業ともに平成23年度で事業終了いたしました。</p> |
|---|---|

(公の施設の使用料に係る規定整備等について)

| | | |
|--|---|--|
| <p>監査対象機関名</p> | <p>大阪府立障害者交流促進センター</p> | |
| <p>監査実施年月日</p> | <p>平成22年11月16日から同年12月17日まで</p> | |
| <p>監査の結果</p> | <p>措置の状況</p> | |
| <p>大阪府立障がい者交流促進センターのトレーニング室については、体育館の使用料を納付することにより利用されている。しかし、平成19年度にトレーニング室を移転し、及び拡張されたこと並びに独自のプログラムを提供していることから、体育館とは独立した形態及び機能を有していると考えられるため、体育館とは別にトレーニング室としての適切な使用料を定めるべきであり、必要な条例等の規定整備を行うべきである。</p> <p>また、大阪府立障がい者交流促進センターの使用料は、平成12年に改正されて以降、改正が行われていない。現行の使用料の額が適正な水準にあるかどうかについても検証を行う必要がある。</p> | <p>(施設使用料の改正について)</p> <p>「大阪府社会福祉施設設置条例」における使用料改定に係る改正案を平成24年2月定例会議において提出し、議決を得ました。改定使用料の施行については、提案公募型指定管理者制度導入と合わせ、平成25年4月1日としています。</p> <p>※改正内容</p> <p>従来のプールや体育館等の使用料に加えて、トレーニング室、体育館半面利用、生活訓練室、諸室の附帯設備使用料を新設。</p> <p>近隣同種施設の使用料水準に合わせた使用料に改定。</p> | |

(行政財産の使用許可について)

| | |
|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府立障害者交流促進センター |
| 監査実施年月日 | 平成22年11月16日から同年12月17日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>大阪府立障がい者交流促進センターにおいては、これまで食堂及び売店の経営並びに自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可を社会福祉法人大阪障害者自立支援協会に行ってきた。</p> <p>身体障がい者の就労の場の確保という身体障害者福祉法第22条の規定の趣旨を踏まえての措置と思われるが、実態は、食堂・売店において身体障がい者が就労しているわけではない。</p> <p>行政の福祉化や条例による障がい者雇用の推進など障がい者雇用推進施策の充実などの環境の変化や大阪府の行財政改革の必要性に鑑みて、歳入の確保のため一般又は条件付き公募によることを検討されたい。</p> | <p>(行政財産の使用許可について)</p> <p>平成25年2月6日より平成25年2月28日まで、「大阪府立障害者交流促進センター売店等営業事業者募集要項」により公募を行い、3月8日に事業者を決定しました。</p> <p>※決定事業者：社会福祉法人大阪障害者自立支援協会</p> |

(大阪府立障がい者交流促進センターのあり方について)

| | |
|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府立障害者交流促進センター |
| 監査実施年月日 | 平成22年11月16日から同年12月17日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>大阪府立障がい者交流促進センターは、「大阪府財政構造改革プラン(案)」において、障がい者スポーツ振興策における府の役割を精査し、平成23年度中に抜本的な施設のあり方を検討することとされている。その際には、以下の事項について留意の上、検討されたい。</p> <p>1 同種の施設の設置状況や障がい者スポーツの普及における市町村の役割と現状を踏まえ、大阪府立障がい者交流促進センターの担うべき機能を明確にすること。</p> <p>加えて、施設のあり方を検討するに際しては、福祉部内の検</p> | <p>(障がい者交流促進センターの在り方について)</p> <p>1 大阪府内における障がい者スポーツの広域拠点であるファインプラザ大阪の機能を充実・拡充し、産学官の連携により、アスリート養成するための科学的トレーニングプログラムの研究・開発、実践を進めるなど、障がい者スポーツに関する研究・開発機能を整備します。</p> <p>(効率的かつ効果的な運営について)</p> <p>2 平成24年2月定例会議において「大阪府社会福祉施設設置条例」の改正案を提出し「提案公募型指定管理者制度の導入」についての</p> |

| | |
|--|--|
| <p>討にとどめることなく障がい者団体以外にも有識者を含め広く府民の意見を聞く必要がある。</p> <p>2 施設の効率的かつ効果的な運営を行うためには、施設に求められる機能に応じて具体的な目標を設定した上でその達成度を評価し、反映させていく、いわゆるPDCAサイクルを機能させることが必要であること。</p> <p>3 堺市における同種施設の設置による利用者の減少が予想されることから、利用時間帯の見直しなど、利用実態を踏まえてより効果的な施設運営を図る必要がある。</p> | <p>議決を得て、平成24年12月27日9月定例府議会にて指定管理者の指定議決を得ました。</p> <p>今後、指定管理者評価委員会による評価チェックや指摘・助言を踏まえ、対応方針を策定し、次年度以降の事業計画等に反映します。(利用時間帯の見直しなどについて)</p> <p>3 利用率の低い日曜日・祝日の夜間(体育施設は、17:00～20:00、その他の施設は、17:00～20:30)について閉館することとしました。</p> |
|--|--|

(一時保護所の設置・運営について)

| | | |
|--|---|--|
| <p>監査対象機関名</p> | <p>大阪府中央子ども家庭センター</p> | |
| <p>監査実施年月日</p> | <p>平成22年12月7日から平成23年1月21日まで</p> | |
| <p>監査の結果</p> | <p>措置の状況</p> | |
| <p>府においては、平成22年12月に「子どもを虐待から守る条例」を制定し、府の責務として、子どもを虐待から守るために、子ども家庭センターの体制を毎年検証し、きめ細かな対応ができる体制及び施設の整備をしなければならない旨定めている。</p> <p>現状を見ると、虐待相談の受付件数の増加に伴って、一時保護件数も増加傾向を示し、中央子ども家庭センターに併設する「一時保護所」の入所状況は常に満床の状態であるとともに、当該業務を補完する仕組みである民間児童福祉施設等への一時保護委託件数も一時保護全件数の約5割に近づいている。</p> <p>また、年齢差や性別、異なる家庭環境等、多様な属性の児童が短期間に入退所し、入所児童全体としての状況が刻々変化するという業務の特殊性から児童指導員等の負担は大きく、当該職員が「夜間・休日虐待通告」の電話受付業務をも担っていることから、入所児童一人ひとりの属性に応じた対応が困難な状況となっていることが危惧される。</p> | <p>(既存施設の定員増及び施設の増設)</p> <p>1 府立子どもライフサポートセンターについては、平成23年度に改修を行い、高年齢児童の一時保護(受託)枠を拡大しました。</p> <p>また、現一時保護所(定員50名)に加え、中央子ども家庭センターにおいて新たな一時保護所(定員36名)を、平成25年8月に開所、運用することとし、平成24年11月に整備工事に着工しました。(2及び3については、措置済み)</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>このため、条例の理念や施策方針に基づき、中央子ども家庭センターとして本庁とも十分に協議を行い、以下の措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存施設の定員増や施設の増設などについて、「府立子どもライフサポートセンター」との調整をも視野に、経済性、効率性及び有効性について検討し、抜本的な対策を計画的かつ早急に講じること。 2 一時保護業務を受託する民間児童福祉施設等に対して十分な支援を行うこと。 3 児童指導員等が行う、一時保護児童一人ひとりの状況に合わせたケアに支障を及ぼすことのないよう、業務執行体制を見直すこと。 <p>(なお、この意見は福祉部に係る意見ともする。)</p> | |
|---|--|

(福祉関係団体に対する行政財産の使用許可について)

| | | |
|--|--|--|
| <p>監査対象機関名</p> | <p>大阪府立障害者自立センター</p> | |
| <p>監査実施年月日</p> | <p>平成24年2月13日</p> | |
| <p>監査の結果</p> | <p>措置の状況</p> | |
| <p>大阪府立障がい者自立センターにおいては、これまで自動販売機設置に係る行政財産の使用許可を大阪府肢体不自由児者父母の会連合会に対して行っている。</p> <p>これは、身体障害者福祉法第22条の規定の趣旨を踏まえての措置であるとのことであるが、同条は売店の設置に係るものであり、自動販売機の設置については規定されておらず、その設置にあたって、身体障がい者自身が就労するものでもない。</p> <p>行政の福祉化や条例による障がい者雇用の促進など障がい者雇用推進施策の充実などの環境の変化や大阪府の行財政改革の必要性に鑑みて、歳入確保のため一般又は条件付き公募によることを検討されたい。</p> | <p>今回の意見を受け、関係機関との協議の上、平成25年3月8日付けで自動販売機設置事業者の条件付き公募を実施しました。</p> <p>公募の結果 自動販売機設置事業者（法人）が決定しました。</p> | |

(児童措置費負担金の債権管理について)

| | |
|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府岸和田子ども家庭センター |
| 監査実施年月日 | 平成23年11月14日から同年12月16日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>(1) 児童措置費負担金の収入未済額は年々増加している。平成22年度末の全子ども家庭センターの収入未済合計額は226,096,303円、このうち、岸和田子ども家庭センター分は38,540,493円となっている。これらは、債務者である扶養義務者に対する納付指導や所在不明者等の状況把握が不十分であることが原因であると考えられる。</p> <p>また、収納率についても年々下がってきており、岸和田子ども家庭センターにおける平成22年度の過年度分の収納率は3.6%、現年度分は45.9%と、いずれも非常に低い状況である。過年度分は4%にも満たず、現年度分においても半分を割っていることは由々しきことである。</p> <p>同負担金の特性から、徴収が困難であることは一定理解できるものの、納付指導や所在調査が十分になされておらず、さらなる回収努力が必要である。同負担金は強制徴収債権でもあり、法の厳格な執行、債務者間の公平性確保の観点から、債権回収に向けて重点的な取組を行われたい。</p> <p>(2) 平成23年度の債権回収・整理計画において、回収対象債権の回収率の目標値の設定が、金額ベースで4.5%と非常に低く、目標を達成したとしても、公債権の消滅時効期間が到来するまでの5年間を同率で計算すると、回収率は約20%に過ぎない。</p> <p>現状を反映した実効性のある目標値とはいえ、これでは、府民に対する説明責任が果たされないことから、福祉部子ども室とも協議のうえ、この目標値の見直し、業務内容の改善及び体制整備の強化を図られたい。</p> | <p>(大阪府岸和田子ども家庭センター) (目標値の見直し、業務内容の改善及び体制強化について)</p> <p>平成24年度の回収対象債権の回収率の設定に当たっては、委員意見を踏まえ、子ども室を含め目標値見直しの協議を行ったところ、平成23年度に債権回収強化等のため事務職員を増員したことや「債権回収整理マニュアル」を活用しての業務改善が見込まれることから、平成23年度における全センターの回収率から最も高い回収率実績に、5%を掲載せし、11.3%の目標値を設定し、今後の回収率の向上を目指すこととしました。</p> <p>なお、全子ども家庭センターの回収率が同一の目標値であることについては、平成23年度に策定した債権回収整理マニュアルを活用しての業務改善を、1年度ではなく複数年にわたって考慮することや平成24年度当初に、各センター間において行う債権回収業務に地域格差を考慮する特段の理由が見当たらないことから、平成23年度の計画策定方針を踏襲し同一の目標値としました。</p> <p>また、業務内容の改善及び体制強化については、税務室が主催する「債権回収・整理に関する研修会」におけるノウハウの取得や、各子ども家庭センターの担当者や子ども室担当者による定期的な債権回収担当者会議を開催し、回収率向上に向けた協議を行ってきました。</p> <p>その結果、催告書発送時に滞納状態が続けば財産調査を行う旨の文書を新たに添付するなど、滞納処分に向けた財産調査や所在調査を実施することを示し、滞納者の納付意識の向上を図り、電話等により接触の出来た滞納者からは、債務承認手続を行い、時効の中断を行うなどより適切な債権確保を図りました。</p> |

また、不納欠損となった債権については、府民に対し説明責任が果たされるよう、その実情を十分に調査し、検証を行うこととされたい。

さらに、回収対象債権の回収率の目標値については、全子ども家庭センターにおいて同一であるが、その是非についても検討されたい。

本件については、他の子ども家庭センターにおいても同様の状況が見られることから、福祉部子ども室に係る意見ともする。

このことから単に時効の到来をもって不能欠損にするのではなく、事案によっては債権回収整理マニュアルによる滞納処分の執行停止に該当する債権として処理しました。

また、本負担金の認定等手続については、企画調整課と担当CWとの調整窓口を一本化し、速やかな処理を行うなど事務の効率化を図りました。

(対応した機関：福祉部子ども室)

平成24年度の目標値の設定に当たっては、23年度監査における委員意見を踏まえつつ、平成23年度に債権回収強化のため事務職員を増員したことや、「債権回収・整理マニュアル」の活用による業務改善が見込まれることから、平成23年度における全センター中最も高い回収率実績に、努力目標としてさらに約5%を上乗せし、11.3%の目標率を設定しました。

なお、平成23年度に全子ども家庭センターにおいて、同一の目標値であったことについても再検討したところ、

- ・平成23年度末に策定した「債権回収・整理マニュアル」を活用しての業務改善効果を、1年間ではなく複数年にわたって、考慮すること
- ・各センターにおいて行う事務の性質は同質のものであり、24年度当初時点において、当該事務に地域格差を考慮すべき特段の理由がみあたらないこと

から、平成23年度の計画策定方針を踏襲し、全センター同一の目標値を設定することとなりました。

また、債権回収の業務を円滑に行い、不納欠損処理の事務内容等を改善するため、24年度においては、全センターの担当者による会議を定期的実施し、回収率向上に向けた協議を行ってまいりました。

その結果、共通の課題である所在調査や財産調査の実施に向けたマニュアルの作成、財産調査着手に向けての手法等調整を行うとともに、催告書発送時に、滞納状態が続けば滞納処分や財産調査を行う旨の文書を新たに添付するなどにより、滞納者の納付意識の向上を図りました。

| | |
|--|---|
| | <p>た。</p> <p>また、時効の到来をもって不納欠損を行う前に、債務承認手続きの実施による時効の中断や、滞納処分の実行停止を行いました。</p> <p>今後とも、十分な所在調査や財産調査に努めてまいります。</p> <p>((1) については、措置済み)</p> |
|--|---|

(ホームページの整備について)

| | |
|---|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府岸和田子ども家庭センター |
| 監査実施年月日 | 平成23年11月14日から同年12月16日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>虐待対応をはじめ、子ども家庭センターの業務は、市町村や学校、地域が一体となって取り組んでいくことが不可欠であり、センターにおける様々な取組について積極的に情報発信し、府民に広く、センターの役割や制度を知ってもらうことが重要であると考えられる。</p> <p>その情報発信の手段として、インターネットが普及した今日において、ホームページは、広く府民に周知できる効率的かつ効果的な方法であると思われる。</p> <p>しかしながら、岸和田子ども家庭センターのホームページにおける事業内容紹介のページは、大阪府子ども家庭センター共通のページへリンクが張られているだけであり、全子ども家庭センターが同じ内容で、画一的なものである。</p> <p>岸和田子ども家庭センターとしての事業紹介等の掲載は全くなく、また、同センターに関する内容については、地図を更新した平成22年2月18日以降、更新されていない。</p> <p>これらのことから、同センター独自の事業や取組状況について、広く府民に周知されているとは言い難い。</p> <p>同センターにおける取組状況や独自の事業紹介等の情報を掲載するなど地域性や独自性を出すとともに、広く府民に興味を持って</p> | <p>(措置した機関：福祉部子ども室)</p> <p>委員監査を受けて、岸和田子ども家庭センター以外の各センターにおいても、各センターの業務における統計情報の掲載や、事業取組の標記に独自性を出すなど、改善を図りました。</p> <p>今後とも、広く府民に興味を持ってもらえるようなホームページの掲載に留意します。</p> <p>(措置した機関：岸和田子ども家庭センター)</p> <p>委員意見を受けて、岸和田子ども家庭センターの事業内容紹介ページから、大阪府子ども家庭センター共通のページへリンクし、全子ども家庭センターが同じ内容で画一的な展開になっていく現状を改め、岸和田子ども家庭センターの事業一覧ページから「岸和田子ども家庭センターの取り組み」ページを設け、「岸和田子ども家庭センターのご案内」、「このような相談をお受けします」、「児童福祉の制度の情報」、「いろんな相談Q&A」、「児童虐待とは」、「統計のページ」、「岸和田子ども家庭センターのトピックス」の7つのメニューによる展開に見直しました。</p> <p>「管内の統計情報」やセンター独自の事業実施をタイムリーに掲載する「トピックス」のページを設け、岸和田子ども家庭センターが取組む独自の取組や事業紹介等について、積極的に情報提供することに</p> |

| | |
|---|---|
| <p>もらえるようなホームページの構築に向けて、早急に改善を図りたい。</p> <p>本件については、他の子ども家庭センターにおいても同様の状況が見られることから、福祉部子ども室に係る意見ともする。</p> | <p>より、岸和田子ども家庭センターと市町村や学校、地域が連携し、諸課題の解決に向けた一層の連携体制を築いていくことが可能になるよう、広く府民に親しまれるホームページの構築に努めて参ります。</p> |
|---|---|

(事務の適正化とチェック体制の強化について)

| | |
|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府立修徳学院 |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月12日から同年12月14日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>今回の事務監査において「歳入事務」「歳出事務」「備品管理」「出勤簿管理」「職務専念義務免除手続」「管外旅費事務」「通勤手当認定事務」など事務処理上の問題点が業務全般に多数認められた。</p> <p>また、公費での物品購入において、職員個人が所有しているポイントカードを使用するなど、由々しき事案も発生している。</p> <p>業務を行っている職員の事務遂行能力、コンプライアンスに対する意識の低さとともに、組織としてのチェック体制に重大な問題があるといわざるをえない。</p> <p>事務の適正化に向けて早急かつ抜本的に改善を図りたい。 (なお、この意見は、福祉部子ども室家庭支援課に対する意見ともする。)</p> | <p>(措置した機関：大阪府立修徳学院) (是正措置等について)</p> <p>今回の事務監査で指摘等を受けた事務処理上の不備事項について、それぞれ是正措置等を講じました。</p> <p>(事務の適正化とコンプライアンスの徹底について)</p> <p>平成25年3月11日と3月12日の2日間に分け、全職員に対し、「平成24年度不適正会計の再発防止に向けて(会計局)」「平成24年度重点検査における主な指摘事項(会計局)」をもとに、不備事項があった業務全般について研修を実施し、自らの業務の見直し、事務の適正化及びコンプライアンスの徹底を指示しました。</p> <p>今後とも、全職員を対象とするコンプライアンス等の研修を実施し、全庁で実施される各種の実務研修に計画的に参加することにより、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>(措置した機関：福祉部子ども室家庭支援課)</p> <p>事務の適正化について改善を図るよう、平成25年2月20日に本庁において、修徳学院の院長に対し、口頭で指導をしました。</p> |

(救急医療情報システム事業の課題について)

| | |
|---------|----------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府健康医療部(保健医療室) |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月14日から同年8月9日まで |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|--|
| <p>医療対策課で行われている、「救急医療情報システム整備運営事業」（平成23年度事業費約440百万円。以下「情報システム事業」という。）及び「大阪府医療機関情報システム医療機能情報管理」委託事業（同約43百万円。以下「情報管理事業」という。）については、以下の事項について改善に向けて検討されたい。</p> <p>1 情報システム事業は、随意契約により社団法人大阪府医師会（以下「医師会」という。）に業務委託されているが、委託額の約44%にあたる情報システム運用業務等については、再委託され、さらに再委託額の約29%にあたるオペレーション業務については、再々委託されている。これらの再委託、再々委託されている業務については、コスト削減や透明性確保のため、府が直接競争入札により発注することを検討されたい。</p> <p>また、業務全般について医師会の果たす役割等について検証の上、医師会への業務委託の範囲について精査することが必要である。</p> <p>2 情報管理事業は、随意契約により医師会及び社団法人大阪府歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に業務委託されているが、そのうち悉皆調査のかなりの部分が再委託されており、また、医療法により報告が義務付けられているにもかかわらず、回答率が8割を下回っている。このことから、業務委託の実施方法を見直すとともに、府が直接競争入札により発注することを検討されたい。</p> <p>3 情報システム事業では、医師会職員の給与について、給食代、クリーニング手当等が基本給に上乘せされて委託料として支払われている。また、情報管理事業では、医師会職員の委託料における人件費の精算額は、歯科医師会職員の2倍の設定となっている。業務委託を行うに当たっては、業務に相当する標準的な人件費を積算し、それに基づき委託金額を設定することが必</p> | <p>情報システム事業については、社団法人大阪府医師会と事業継続に向け契約形態や内容等について、協議を重ねてまいりましたが、結果として大阪府医師会への委託が終了することとなりました。</p> <p>しかし、本事業は365日、1日たりとも止めることのできない事業であるため、新たな事業フレームで事業を継続するべく様々な関係機関と調整を進めました。その結果、高度救命救急センター及び基幹災害医療センターであり、救急医療の専門性や緊急時の機動性の確保等、質の向上も図ることができる、府立急性期・総合医療センターに委託することとしました。</p> <p>また、情報システム運用業務、オペレーション業務等の管理運営については、現行のシステムが平成26年秋まで使用することを前提とした契約であること、さらに、現行のオペレータスタッフを確保し、サービスの質を低下させないため、府から株式会社NTTデータ関西へ直接委託することとしました。これにより、平成25年度予算額については、4億527万円と前年度から約1,900万円減となりました。</p> <p>情報管理事業については、平成25年度より社団法人大阪府医師会及び社団法人大阪府歯科医師会への業務委託契約を行わず、悉皆調査は競争入札により府が直接発注する方法に変更することとしました。</p> <p>情報システム事業に係るオペレータの24時間電話対応については、国庫補助金を活用して実施しておりますが、他府県（大都市圏）では北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、福岡県が実施しており、このように救急搬送数が多い各県とも本事業を実施していました。大阪府は救急搬送人員が約44万件（平成23年度）と全国第2位、軽症者の割合が約6割超と全国第1位となっています。このような状況を踏まえ、府民の命を守るためには、限られた医療資源を真に救急医療が必要な人に提供する必要があることから、患者の傷病程度に応じた救急医療の適正利用と不要不急の119番通報の抑制につながる本事業については、効果的な運用となるよう留意しつつ継</p> |

| | |
|---|--|
| <p>要である。また、精算手続において、医師会職員の日々の業務内容の把握が不十分であるので、業務日誌等で当該業務を把握されたい。</p> <p>4 情報システム事業に係るオペレータの24時間電話対応については、事業の費用対効果や3E（経済性、効率性、有効性）の観点からの検証がなされていないため、この点について、十分に検証されたい。</p> <p>5 情報システム事業と「救急安心センターおおさか」事業（大阪市事業）との連携等については、事業の効率化やコストの削減を図り、より府民にとって有益でわかりやすい事業とするため、大阪市と積極的に調整を進められたい。</p> <p>6 医師会が実施した府民の意識調査によると、府民の64%が府の「救急医療情報センター」を知らないことから、同センターについては、認知度を向上させ、府民の利用頻度を高めるため、PR方法を工夫するなど、さらなる府民への周知向上に努められたい。</p> <p>今後、これらの検討に際しては、他府県における医師会等との業務連携や、業務の実施体制等を十分調査するなど、少なくとも東京都、神奈川県など、大阪府と同様な大都市圏の都道府県の調査を実施されたい。</p> | <p>続して実施していくこととしました。</p> <p>情報システム事業と「救急安心センターおおさか」事業（大阪市事業）との連携等については、平成23年度中から双方の担当グループ間での協議を行っていましたが、平成24年12月に本府健康医療部長から大阪市消防局救急部長に委員意見の趣旨説明を説明のうえ、より府民にとって有益でわかりやすい事業とするため、今後も協議・調整を進めていくこととしました。</p> <p>救急医療情報センターの府民への周知向上については、平成25年4月からセンター移転に伴い電話番号が変更となることから、府政だより等への掲載、府内市町村、消防機関、医療機関、関係団体等への周知依頼を行うとともに、新たに啓発物品も作成しました。</p> |
|---|--|

（運営費負担金に係る交付要綱の制定等について）

| | | |
|--|----------------------|-------------------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府健康医療部（保健医療室） | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月14日から同年8月9日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>地方独立行政法人大阪府病院機構に対する運営費負担金（以下「負担金」という。）については、交付要綱を制定することなくこれまで支出されてきた。</p> <p>地方独立行政法人への負担金の交付に当たっては、交付要綱を</p> | | 平成25年度交付分から適用する交付要綱を制定いたしました。 |

定め、その目的や手続を明確にすべきである。他の都道府県においては、地方独立行政法人化された公立病院に対する負担金について交付要綱が制定されているところもあり、府における他の地方独立行政法人への運営費交付金についても、交付要綱が制定されている。また、現状では負担金の対象となる事業もしくは事業の一部を実施しなくなった場合など、負担金の返還を求める事態が生じた場合の返還手続が定められていないことから、早急に交付要綱を制定されたい。

なお、府民への説明責任を果たすためにも、負担金繰出しの内訳項目である「高度医療」や「精神医療」等の各分野に対して、府としての行政目的を達成するためにどの程度の財源を投入し、どのように負担するのかという考え方を要綱に明示することが望ましい。要綱の制定に当たっては、このことについても留意されたい。

さらに、新公会計制度上の財務諸表では、約122億円にのぼる負担金について、管理事業区分が一本で計上されているが、府における新公会計制度の趣旨に鑑み、事業マネジメントを可能にし、府民への正確な情報開示を行う観点からも、当該管理事業区分については、目的別あるいは病院別等に区分する必要があると考えられるため、その手法について検討されたい。

(新公会計制度に係る部分については、健康医療総務課に係る意見ともする。)

((株)大阪繊維リソースセンター及び施設のあり方について)

| | | |
|---------|-------------------------|-------|
| 監査対象機関名 | 大阪府商工労働部（商工振興室ものづくり支援課） | |
| 監査実施年月日 | 平成21年6月15日から同年8月5日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |

株式会社大阪繊維リソースセンターについては、平成17年度以降債務超過の状況であり、平成18、19及び20年度の決算では三期続けて当期利益を計上したものの、平成20年度の秋以降の金融危機の影響により、収支状況が悪化、平成21年度以降についても、厳しい経営状況が続いており、平成21年度から償還が始まる大阪府の貸付金約21億円の返済については目処がたたない状況にある。

このまま放置すれば、株式会社大阪繊維リソースセンターの経営が困難な状況に陥ることは避けられないところであり、同社及び施設（テクスピア）のあり方について早急かつ抜本的に検討されたい。

株式会社大阪繊維リソースセンターは、平成21年度の府に対する約定返済は履行したものの、平成22年度は履行できず、23年度に経営改善のため、役職員の削減などリストラを実施しました。しかしながら、債務返済のための資金繰りにつかない状況が続き、府としては、会社が事業を続けながら債務を弁済していくことが困難な見通しであるため、会社の法的整理を行い、その中で債権を回収することを決定しました。

【処理方針】

(平成24年6月11日 戦略本部会議にて意思決定)

- 1 株式会社大阪繊維リソースセンターが区分所有する建物は、泉大津市に売却し、売却代金を府貸付金の返済に充てる。府有部分も併せて市に売却。
地元市に売却し、建物を繊維産業の振興拠点（ホール機能や研修室機能など）として使用し続けることが、府のこれまでの出資等の理念を継承することにつながり、また、繊維事業者の要望にも応えることになると判断。
 - 2 リソースセンターの全財産から回収した後、なお残る府の残債権は特別清算手続の中で放棄し、清算手続を終了させる。
- 平成24年6月15日の臨時株主総会において解散を決議しました。8月9日、裁判所から特別清算開始命令が出されました。
 - 処理方針のもと、同社の法的整理、建物売却を進め、6億5,060万4,234円の債権を回収しました(平成21年度以降)。
残債権15億1,679万3,718円は9月府議会の議決に基づき債権放棄しました。
 - 平成25年1月5日、大阪地方裁判所が特別清算終結の決定を確定し、1月8日、同所が大阪法務局へ特別清算終結登記申請し、受理されました。

(上海事務所における国際ビジネス支援のあり方について)

監査対象機関名

大阪府商工労働部（商工振興室経済交流促進課）

| | | |
|---------|---|--|
| 監査実施年月日 | 平成24年6月12日から同年8月22日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>国際ビジネス支援について、インド、ベトナムなど世界9地域においては、現地の日系商社やコンサルタントに委託してビジネスサポートデスクを設置し、民間のノウハウを活用して専門的なサポートを行っており、平成21年度から一部の業務について受益者負担の考え方により有料とされている。一方、府が2名の駐在員を配置している上海事務所における支援は、地元政府機関等とのネットワークを使って得た情報を提供するもので、国際ビジネス支援の分野については専門家によるサポートではないため、利用も無料となっている。</p> <p>現在、大阪府と大阪市の上海事務所について、統合の検討が行われている。この統合を機に、上海においてもビジネスサポートデスクと同等の国際ビジネス支援を提供できるよう検討されたい。</p> <p>さらに、中小企業が国際ビジネス支援を利用しやすくするため、有料のサービスと無料のサービスの範囲が明確になるよう検討されたい。</p> | <p>(上海事務所の国際ビジネス支援について)</p> <p>大阪府と大阪市の上海事務所については、個別企業支援に強みを持つ大阪府と、ポートセールスや観光などのプロモーション活動を積極的に展開してきた大阪府が個々に培ってきたノウハウとネットワークを統合的に活用し機能強化する観点から、平成25年1月に「大阪政府上海本部事務所」として府市事務所を統合しました。</p> <p>上海事務所の府内企業支援については、セミナー出席やコンサルタントからのヒアリング等により専門知識を習得することで駐在員のスキルアップを図りました。また、駐在派遣前職員においては、貿易実務セミナーや中国ビジネスセミナーにおいて知識を習得し、派遣後、現地での企業支援が円滑に行えるよう中国力アップを図りました。</p> <p>また、府市事務所の統合で拡充したネットワークを活用することで、ビジネスサポートデスクの企業支援メニュー項目であるビジネス相談や取引引合情報の提供を進出済大阪企業及び府内企業の国際ビジネス支援を継続します。</p> <p>(中小企業に対する国際ビジネス支援について)</p> <p>有料のサービスと無料のサービスについては、これまで利用企業に対し大阪府から口頭により説明してきましたが、相談企業に対し提示できる利用スキームを作成しました。</p> |

(大阪府立労働センターの指定管理について)

| | | |
|---------|-----------------------|-------|
| 監査対象機関名 | 大阪府商工労働部（雇用推進室労政課） | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月12日から同年8月22日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |

大阪府立労働センター（以下「センター」という。）の指定管理者の自主事業として、貸出が行われているギャラリー、セミナールーム及びレッスンスタジオの利用料金については、公の施設の使用料であることから条例により上限の設定が必要である。条例改正を行う等是正措置を講じられたい。

また、センターの食堂及び喫茶についても指定管理者の自主事業として指定管理業務に含められ、指定管理者からそれぞれ随意契約により再委託されているが、喫茶は指定管理者制度が導入された平成18年度以前から同一業者が引き続き営業しており、食堂は指定管理者制度の導入時から同一業者が営業している。

加えて、指定管理者の公募は、平成18年度と平成22年度ともに1者応募であることから、センターの食堂及び喫茶の営業者の選定について競争性が十分に確保されているとは言い難い状況である。

食堂及び喫茶の営業者選定の競争性を高めるためには、指定管理者の公募における競争性を高める必要があることから、他の事業者が応募しない理由を検証するなど、競争性を高める方法を検討されたい。

さらに、公の施設の管理運営に係る外形的公平性と競争性の確保の点から、食堂及び喫茶を指定管理業務に含めず府が公募することにより、公平性と競争性の確保を図ることも検討されたい。

指定管理者の自主事業として、貸出が行われているギャラリー、セミナールーム及びレッスンスタジオの利用料金については、それぞれ展示室、多目的室及び多目的ホールとして、利用料金制度下に組み込むこととし、大阪府立労働センター条例の一部を改正しました。

（事業の適切な管理について）

| | | |
|---------|----------------------|-------|
| 監査対象機関名 | 大阪府環境農林水産部（農政室） | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月28日から同年8月3日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |

交流ネットワーク総合整備事業「堺南部地区」は、国50%、堺市35%、大阪府15%の負担により実施されている1.4キロメートルの道路建設事業である。

この事業は総事業費18億円に対し、工期は平成19年度までの5年間、事業が創出する経済効果は総事業費の2.64倍あると計算され、平成15年度に事業の開始が決定された。

しかし、その後、総事業費は29億円に増加、工期は平成25年度までに延長され、経済効果も1.37倍に低下するなど、当初の計画との間に大きな差異が生じている。

この事業の計画及び計画変更の過程を検証すると、当初は近傍の既存ボーリングデータを用いて地盤状況を推定して計画していたが、事業着手後の平成16～18年度の詳細設計にかかるボーリング調査で軟弱地盤が判明したことから、大幅な計画変更が予想されることとなった。実際に、工法検討、関係者協議等を行った結果、総事業費の増加、工期の見込みが明らかになっているが、建設事業評価委員会の再評価に諮ったのは平成21年度になってからである。また、再評価の審議にあたって十分な説明がなされていないことなど、事業の再評価の手續、時期に課題がある。

公共工事においては、事業の開始決定にあたり十分な議論がなされ、計画進行中においては事業の透明性を確保し、適時事業見直しについて、議論が尽くされることが必要である。

本事業においては、大阪府建設事業評価実施要綱の趣旨に沿って誠実に対応していれば、より早期に、工事の中止を含め、事業の見直しについて選択肢の幅が広がったはずである。

本事業を含め、見直しは随時必要なのであって、再評価について限定的な解釈をするのではなく、税金を効率的・効果的に投入するという本来の趣旨に照らし事業を適切に管理されたい。

(工事契約の発注方法について)

監査の意見を踏まえた上で今年度に本事業の残事業費及び完了工期について精査を行い、総事業費は約1.5億円増加、工期は平成26年度の見込みとなりました。

この場合、現時点では、事業計画及び総事業費に大幅な変更（3割以上の増減）がないことから、平成25年度の再々評価の対象とはなりません。

平成24年8月29日開催の耕地関係グループ長会議にて委員監査の状況報告と建設事業評価制度における再評価の要件、今後の事業管理の徹底について周知し、同年10月23日開催の同会議においても委員監査の結果を報告し、再度徹底を促しました。

加えて、例年実施している予算要求ヒアリングにおいて、各事業の残事業費・工期を本庁と各事務所が相互に確認するため、同年8月21日に事務所に精査を依頼し、同年9月に各事務所を巡回してその内容についてヒアリングを実施し、より一層適切な事業管理に努めました。

来年度以降も、年度当初及び予算要求前に各事務所と実施するヒアリングにおいて、各事業の残事業費・工期の確認を行うとともに、事業計画変更の必要性やこれに要する手續等の確認を行い、事業の適切な管理に努めます。

※耕地関係グループ長会議のメンバー

農政室整備課長、計画指導グループ長、農空間整備グループ長、各農と緑の総合事務所の耕地課長等

監査対象機関名

大阪府泉州農と緑の総合事務所

| | | |
|---------|---|--|
| 監査実施年月日 | 平成24年10月30日から同年11月21日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>交流ネットワーク総合整備事業「堺南部地区」の中間ブロックに位置する285メートルの橋梁の上部工事(工事全体の予定価格合計は689百万円(税込))については、161メートルと124メートルの2つの工区に分割して発注しているため、結果的に、各工事の予定価格が500百万円を下回ることから契約締結について府議会の議決を経していない。</p> <p>当該工事は当初より2つの別契約を予定しており、その理由は下部工事が完成するごとに上部工事を行うためであるとしているが、いずれの工事でも平成19～20年度にわたり実施し、形状としても285メートルで一本である橋に関して、部分完成するごとに工事を分割しなければならないというのは理由として明確ではない。</p> <p>一方、予定価格が500百万円以上の契約締結について府議会の議決を要することの趣旨は、府民に重い負担をかけることとなるため、その利害に大きな影響を与えかねないことから、契約締結の判断を府民の代表である府議会のガバナンス機能に委ねることにある。</p> <p>上記の趣旨を斟酌し、工事契約の分割発注を行う場合には、分割発注に伴う入札事務コストの増加も含め、分割する理由が合理的であるかどうかを確認し、府民への説明責任を果たせるよう注意されたい。</p> <p>(費用便益比の算定方法と検証の要否について)</p> | <p>(分割発注における対応方針について)</p> <p>当事務所では、同地区・同年度・同工種で、予定価格が500百万円以上の府議会議決対象となる案件について、現場条件等により分割発注する必要性が生じた場合は、当事務所の入札参加資格審査部会において、分割する理由が合理的であるかどうかを確認します。</p> <p>また、事務所で行った入札参加資格審査会で諮った内容を検査指導課及び農政室に報告することとします。</p> <p>(監査内容の周知について)</p> <p>本件については、平成25年2月5日に所内耕地課職員及び同月12日には工事等に関係する所内職員に説明し、監査結果を事務所内に周知しました。また、同月20日には当事務所長が所長連絡会議において各農と緑の総合事務所長等へ説明しました。その後、3月21日に各農と緑の総合事務所担当課長に対して、現地で説明し、監査内容を周知しました。</p> |
| 監査対象機関名 | 大阪府泉州農と緑の総合事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年10月30日から同年11月21日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |

計画総事業費29億円の交流ネットワーク総合整備事業「堺南部地区」に係る費用便益比は、泉州農と緑の総合事務所（以下「事務所」という。）が、国の「新たな土地改良の効果算定マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づいて算定している。しかし、その過程を検討したところ、需要予測に楽観的な見通し、効果範囲の過大な仮定、少なすぎる標本数による偏った予測等が含まれているため、過大な便益が算入されている可能性があり、これらを保守的に見積もれば、費用便益比は1を下回る可能性もあった。

事業採択や事業継続を決定するに当たり算定される費用便益比は、税金を投入するか否かの意思決定に重要な影響を与えるため、数値の信頼性を保証し、客観性・適正性を確保するよう事務所は細心の注意を払わなければならない。マニュアルによる便益の数値算定には解釈の幅があり、公正な判断のためには、実現可能性を考慮し楽観的に見た結果と保守的に見た結果の両方の情報提供の上、建設事業評価委員会（現「建設事業評価審議会」。以下「審議会」という。）の評価を受けることを検討すべきであったが、実際には、費用便益比の数値だけが報告され、詳細な算定根拠は示されなかった。

事務所においては、今後の費用便益比の算定に当たっては上記の趣旨を踏まえ、慎重に算定するとともに詳細な算定根拠を提供し、事業採択や継続を判断されたい。

また、府においては、事業を申請・管轄する部局とは異なる、独立した部局が費用便益比算定の発注や算定結果の検証を行う等、費用便益比分析の客観性を担保するような仕組みを構築する必要がある。さらに、今回のケースのように費用便益比が1付近の場合には、より内部統制を補完強化する目的で、審議会等、独立した外部の第三者の立場から評価・点検する仕組みを構築するよう検討されたい。

（なお、この意見は総務部行政改革課に係る意見ともする。）
（変更契約とルールとの運用解釈の見直しについて）

（措置した所属：大阪府泉州農と緑の総合事務所）
（費用便益比の算定及び事業計画における対応方針について）
今後も従来どおり、国の「マニュアル」に基づき適正に算定することはもちろん、より一層の客観性及び適正性を確保するため、建設事業評価の際には、費用便益比の算定根拠資料をあらかじめ提出した上で、詳細で丁寧な説明を行います。

（監査内容の周知について）
本件については、平成25年2月5日に所内耕地課職員及び同月12日には工事等に関係する所内職員に説明し、監査結果を事務所内に周知しました。また、同月20日には当事務所長が所長連絡会議において各農と緑の総合事務所長等へ説明しました。その後、3月21日に各農と緑の総合事務所担当課長に対して、現地で説明し、監査内容を周知しました。

一方、今回の委員監査を踏まえ、平成24年12月14日の農林水産省近畿農政局主催の費用便益比に関する説明会へ、事務所耕地課職員を6名参加させています。

（措置した所属：大阪府総務部行政改革課）
事業実施部局とは異なる部局において、多様な分野の建設事業の費用便益比算定の発注や算定結果の検証を行うことは、各々の事業内容や分野によって異なる費用便益比の算定手法に精通した職員がいない中で困難です。費用便益比の算定については、専門分野の職員を擁する事業実施部局において適切に実施すべきものと考えます。

一方、建設事業評価審議会においては、費用便益比のほか、貨幣価値化できない定性的な効果や、事業の必要性、進捗見通し、代替案の可能性等を含め、幅広い観点から審議を行っています。平成25年度からは費用便益比の算定を行っている全ての事業について、算定に用いた国のマニュアルや実際の算定過程等の資料を提示し、必要に応じて説明を行います。

| | | |
|---------|--|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府泉州農と緑の総合事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年10月30日から同年11月21日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>交流ネットワーク総合整備事業「堺南部地区」の最終ブロックにおいて、平成21年度から22年度にかけて実施された道路整備工事179百万円は、工事内容を2回にわたり変更しているにもかかわらず、それぞれの変更契約において、減少した工事内容と追加した工事内容の金額が同額であるとして金額を全く変更していない。これらの変更契約には、次の問題点が認められるため、今後変更契約を締結する際には適切に事務執行されたい。</p> <p>(1) 変更内容は減少した工事内容と追加した工事内容が多岐にわたっている。このような変更契約が2回あるにもかかわらず、いずれの変更契約においても金額が全く変わらないのは、通常、考え難く、追加した工事内容の必要性と変更金額の算定方法に関して府民の理解を得るのが困難な変更契約である。</p> <p>(2) 変更内容を調査したところ、予定していた公共残土の調達が進まず、後年度に先送りした工事内容の当年度における減少金額に対して、当初計画されていなかった新たな工事内容を追加して充てるなど、追加された工事内容が、本工事において純粋に追加工事として必要不可欠であったかが疑義が残る。</p> <p>環境農林水産部は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（平成22年7月。以下「ガイドライン」という。）を定め、内部統制を整備してきたところである。ガイドラインでは、1千万円を超える設計変更（重要変更）を行う場合には、本庁事業課に報告し、同部検査指導課の審査を受けなければならない旨定められているが、本件変更契約では増加金額と減少金額が相殺され金額変更が無いと、これらの手続を行っていない。</p> <p>このような運用解釈がなされると、適正な内部統制を無効化</p> | <p>(措置した所属：大阪府泉州農と緑の総合事務所) (内部統制の強化について)</p> <p>当該工事の変更内容は、詳細な現場調査や関係機関との協議を十分に行っていれば、当初設計に計上できたものがあつたと思慮すべきであり、今後は、平成25年3月21日付けで検査指導課長から通知のあつた「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）の運用について」に基づき、設計変更の必要性、妥当性を慎重に判断するとともに、下記のとおり、工事発注時における内部統制の強化を図ります。</p> <p>工事設計を進める段階で、「工事チェックリスト」に基づき、必要な協議事項、諸手続、安全対策、周辺対策などについて、工事担当者のみならず、所内担当課長が最終確認を行う様式とし、運用の強化を図ります。</p> <p>(監査内容の周知について)</p> <p>本件については、平成25年2月5日に所内耕地課職員及び同月12日には工事等に関係する所内職員に説明し、監査結果を事務所に周知しました。また、同月20日には当事務所長が所長連絡会議において各農と緑の総合事務所長等へ説明しました。その後、3月21日に各農と緑の総合事務所担当課長に対して、現地で説明し、監査内容を周知しました。</p> <p>(措置した所属：環境農林水産部検査指導課) (工事請負契約における設計変更ガイドラインの運用解釈の整備について)</p> <p>変更契約については、当部の設計変更ガイドラインの趣旨を逸脱しないよう、「設計変更ガイドラインの運用」を平成25年3月21日に策定し、同日付けで、検査指導課より部内関係所属あて通知しました。</p> <p>「設計変更ガイドラインの運用」においては、変更内容が、(1) 新</p> |

| | |
|--|--|
| <p>することにもなりかねないため、ガイドラインの趣旨を逸脱しないための解釈指針を整備する必要がある。 (なお、この意見は環境農林水産部検査指導課に係る意見ともする。)</p> | <p>たな工種の追加が要因の場合、(2)当初契約の工事内容の範囲内である場合、に区分し、新たな工種の追加は、原則、別途契約であるが、変更契約にて実施する場合は、発注所属の審査部会において、その必要性・妥当性を慎重に判断することとしました。</p> <p>また、上記(1)、(2)の場合とも、増額のみ要因により、当初契約金額の2割または1,000万円を超える増額(限度額)となる場合は、原則として、検査指導課に報告し、変更理由等について、審査を受けなければならないとし、この場合、変更に伴う増減額を相殺した結果、上記限度額を下回る場合でも、検査指導課の審査を要することとしました。</p> <p>なお、本運用の通知に当たっては、農と緑の総合事務所の所長連絡会議や課長会議等において、ガイドラインの趣旨を徹底するよう、その内容について十分に説明を行い、周知を図っています。</p> |
|--|--|

(指定管理者制度について)

| | | |
|--|--|--------------|
| <p>監査対象機関名</p> | <p>大阪府中央卸売市場</p> | |
| <p>監査実施年月日</p> | <p>平成24年6月21日から同年8月3日まで</p> | |
| | <p>監査の結果</p> | <p>措置の状況</p> |
| <p>大阪府中央卸売市場(以下「市場」という。)では、平成23年度に指定管理者の公募を行い、場内業者が共同出資する株式会社が指定管理者として指定された。利用料金制(利用料金を指定管理者の収入として収受し、施設の管理運営に充てる制度)のもとでは、当該場内業者は、利用料金を市場に支払う立場でありながら同時に、利用料金等の収入を得る指定管理者の立場ともなるため、一方的に市場に不利な条件が成立するということもありうる。したがって、このようなケースでは、どのような取引で利益相反が生じるのか、また、それについて、どのような歯止めがかかっているのかを事前に検討しておくことが重要である。市場は、利用料金額の決定は、府の承認が必要であるため、チェックは機能し</p> | <p>(措置した所属：大阪府中央卸売市場) 監査委員意見を踏まえ、利益相反取引について整理した上で、それに対する対応方針等を「大阪府中央卸売市場の指定管理者制度に係る対応」として整理しました。 今後とも適正な指定管理者制度の運用に努めます。</p> <p>(措置した所属：環境農林水産部流通対策室) 大阪府中央卸売市場(以下「市場」という。)と指定管理者との間で発生しうる利益相反取引や、リスク分担の考え方について、市場とともに「大阪府中央卸売市場の指定管理者制度に係る対応」として整理しました。 流通対策室としては、「大阪府中央卸売市場の指定管理者制度に係る</p> | |

ていると主張するが、利益相反は利用料金の変更だけではない。具体的にどのような点に留意し、どのような方法でチェックを行うか等を整理し、明示すべきである。

例えば、契約書上、府と指定管理者のリスク分担表では、「指定管理者の責めに帰すことのできない利用料金等の減収」といった一般的な売上の減少についても、府のリスク負担または協議事項としている。このように、リスク分担表では、府の負担または協議事項とされているものについて、どの程度状況が悪化した場合に協議に入り、どの程度までなら府がリスク負担するのか、判断基準が明確にされておらず、抽象的で、その都度、交渉で決まるように見える。

指定管理者の特殊な立場をかんがみると、府民への説明責任を果たす観点からも、市場としては、市場と指定管理者との間で発生しうる利益相反取引について整理した上で、事前に客観的で透明性のある公平な判断基準を明文化すること及びチェック体制の整備（チェック方法、留意点、承認者等）を含めた運用方針を定めるよう厳格に対応されたい。

（なお、この意見は環境農林水産部流通対策室に対する意見とする。）

対応」を踏まえ、利益相反取引において市場が不利益とならないよう、市場に対して、指定管理者と協議・調整を行うよう、指導・助言を行います。

（仲卸業者に対する通常検査及び特別指導について）

| | |
|---|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府中央卸売市場 |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月21日から同年8月3日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）は、仲卸業者に対して検査及び特別指導を行っているが、検査後の措置及び特別指導での指導事項に対する事後的検証が十分に行われておらず、監査の結果、以下の点が確認された。</p> <p>1 大阪府知事から近畿農政局長あてに提出されている「仲卸業</p> | <p>1 平成24年4月12日に近畿農政局に報告した通常検査指摘事項に対する改善措置状況については、6月22日に修正報告を提出しました。また、改善措置が必要であった仲卸業者8社に対する指示事項（役員変更届けの提出：7社、品質管理責任者の変更手続：1社、副帽返還届けの提出：1社、直接集荷届けの提出：1社）については、全て措</p> |

| | |
|--|--|
| <p>者に対する検査結果に基づく措置及び当該措置に対する改善措置について」の報告書上、改善措置の確認がなされていないにもかかわらず、改善措置の届出があった旨の報告がなされていた。</p> <p>2 特別指導の結果作成された改善計画の進捗確認は、「仲卸業者の財産に関する行政指導及び行政処分要綱」により四半期ごとに行う事が求められているが、年度末のみの確認となっている。仲卸業者に対する検査及び特別指導については、卸売市場法で求められる監督機能に直接かかわる制度であり、検査及び特別指導の結果によっては、市場は改善措置命令または監督処分を行う権限を有することからも適正な検査業務の実施が必要である。</p> <p>そのため、改善措置の状況の確認及び指導事項に対する事後的検証が行われる業務処理体制を整備し、報告資料について正しい報告がなされる内部統制の構築を検討されたい。</p> <p>また、未だ改善措置の確認がなされていない仲卸業者に対して、早急に対応されたい。</p> | <p>置済みです。</p> <p>2 仲卸業者の改善計画に伴う進捗確認については、対象となっている4業者から四半期ごとの残高試算表の提出を受け、その都度、経営状況の把握、特に改善措置命令を行う場合の財務基準(大阪府中央卸売市場業務規程施行規則第77条)に係る経常損益の黒字化について確認することとしました。</p> <p>なお、これらの業務処理については、証拠書類を添付し、担当者だけではなく、決裁者も確認できるように改善しました。</p> |
|--|--|

(箕面北部丘陵整備事業(箕面森町)について)

| | | |
|--|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部(市街地整備課) | |
| 監査実施年月日 | 平成22年6月15日から同年8月4日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>箕面北部丘陵整備事業(箕面森町)に関して、以下の諸要因等を考慮の上、全体計画について再度精査・見直しを行うとともに、箕面北部丘陵整備事業特別会計に新公会計制度を早期に適用され、府民がより理解しやすい情報開示に努められたい。</p> <p>(1) 箕面北部丘陵整備事業は、保留地販売状況、販売単価及び生活利便施設の誘致状況等において、全体計画と乖離しつつある。府は、収入が減少した場合にも工事費の縮減等により605億円の</p> | <p>(2) 第2区域の一部が豊田通商株式会社から箕面市へ無償譲渡の打診をされている件について、豊田通商株式会社の譲渡理由は企業情報であることから詳細は確認できないが、第2区域の開発への府費負担はなく、全体計画への影響はありません。</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>府費負担額の枠内に収めるとしているが、605億円の枠に関わらず、府費負担額をさらに低減させるよう努めるべきである。</p> <p>(2) 第2区域では、45ヘクタールのうち1/3の15ヘクタールについて、豊田通商株式会社から市に無償譲渡が打診されているが、譲渡理由を再度精査して、箕面北部丘陵整備事業の全体計画への影響の有無を明確に確認する必要がある。</p> <p>(3) 事業区域全体に関わる事業費(箕面森町への水道管の延伸費用等)が第1区域事業費に計上される等、区域別の厳密な原価計算が実施されていないため、当該事業費の按分方法を見直し、区域別の事業実績を適切に総括するためのデータを整備する必要がある。さらに、第3区域の基盤整備工事实施の意思決定に当たっては、今後府が負担すべき額を明確にし、慎重に判断する必要がある。</p> | |
|--|--|

(不動産鑑定士の選任方法及び選任数について)

| | | |
|---|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部(用地室) | |
| 監査実施年月日 | 平成22年6月15日から同年8月4日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>取得する用地価額の決定のための不動産鑑定士の選任にあたっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約ではなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でも府に登録された不動産鑑定士の中からより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。</p> <p>また、不動産鑑定士の選任数は、価格算定が著しく複雑で困難なものを除き、現状の1物件につき原則2名以上から1名のみとすることにより費用削減を図るとともに、府職員が鑑定評価に関する知識及び評価ノウハウを習得し、不動産鑑定士による鑑定評価の妥当性を検証していくことを検討されたい。なお、少額の土</p> | <p>(不動産鑑定士の選任について)</p> <p>公共事業用地の取得は、府民の財産権の侵害に対する正当な補償が要求されるものであり、より正確な鑑定評価を得ることが重要と考えています。</p> <p>この趣旨に留意しつつ、不動産鑑定士の選任に当たり、予定価格が100万円を超えるものについては、地方自治法第234条の規定により競争入札を行います。</p> <p>(不動産鑑定士の選任数について)</p> <p>措置報告済み</p> | |

地取引については、特に検討が必要である。

(不動産鑑定士の選任方法及び少額取引の評価方法について)

| | |
|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部（港湾局） |
| 監査実施年月日 | 平成22年7月14日から同年8月4日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| 土地の売買及び貸付取引における不動産鑑定士の選任に当たっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約でなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でもより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。 また、少額の取引についてまで不動産鑑定士の鑑定評価を実施することは、費用対効果の面から必ずしも必要ないと考えられるため、今後、少額の取引に関する取引価額の決定に当たっては、簡易鑑定の利用、あるいは、府職員が自ら対応する等、費用削減の観点から簡略化できる方法を検討されたい。 | (不動産鑑定士の選任について) 不動産鑑定士の選任に当たっては、予定価格が100万円を超えるものについては、地方自治法第234条の規定により競争入札を行います。 (少額取引の評価方法について) 措置報告済み |

(人工干潟の事業評価と有効活用について)

| | |
|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部（港湾局） |
| 監査実施年月日 | 平成23年7月11日から同年8月5日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| 港湾局が整備中の人工干潟は、約27億円をかけて「野鳥や海生生物の生育環境の形成」や「生物による水質浄化」という効用を期待して進められている事業である。平成18年度の事業再評価における費用便益分析では、国土交通省のマニュアルに基づき、府民に対するアンケートを実施し、府民の支払意思額が99.6億円（1世帯当たり2,728円×大阪府域世帯数3,560,247世帯）に上ると結論付けられている。しかしながら、当該事業の評価にあたっては、事業目的である「水質・底質浄化」と「多様な生態系の形 | (当該事業の実施に係る府民へのPRについて) かつて存在した豊かな自然環境の再生という事業目的、及び干潟の持つ効果を説明した看板を干潟対岸の緑地に設置するとともに、大阪府ホームページで当該事業を掲載し、広く府民にPRを行いました。 なお、成果の効用の検証については、干潟環境調査(水質、付着生物、魚介類)を実施し、その結果を大阪府ホームページで公表しています。 (スケジュールや活用方法の府民への説明について) |

| | |
|---|---|
| <p>成」という成果の効用を詳細に検証し、府の厳しい財政状況の下での当該事業の実施が府民全体の理解を得られるよう、広く府民へPRすることに努められたい。</p> <p>また、平成19年度に護岸完成、平成22年度に干潟完成後の成果が発現するという当初計画が大和川の砂の供給の遅れ等により大幅にずれ込んでおり、平成23年度中にようやく護岸完成という節目をむかえるにあたって、干潟完成後の成果発現までのスケジュール、整備完了後に府民に直接効用をもたらすような活用方法(学校教育への活用など)の策定方針を明確にし、府民にわかりやすく説明されたい。</p> | <p>干潟は、海生生物や野鳥の生育環境の形成場として整備しています。このため、安全上、人が容易に立ち入ることはできませんが、自然再生や環境改善という事業目的のみに留めず、対岸の緑地からの野鳥観察による環境学習や、学術機関の研究活動などへの場の提供を行うこととしました。</p> <p>なお、これら干潟が直接府民へ効用をもたらす活用方法と併せ、干潟完成後の成果発現までのスケジュールについても、大阪府ホームページで公表しました。</p> |
|---|---|

(法人運営の健全化について)

| | | |
|--|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部（公園課） | |
| 監査実施年月日 | 平成23年11月30日 | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>財団法人国際花と緑の博覧会記念協会（以下「花博記念協会」という。）は、基本財産と記念基金を元手にした資産運用収入により事業費及び管理費を賄っており、運用資産の保全と運用収入の確保は重要な経営事項である。</p> <p>運用資産の45%を占める仕組債の時価が大幅に下落したことから、平成22年度末において保有有価証券に14億円もの評価損が発生している。また多くの仕組債は為替変動の影響を受けて運用利回りが0%又は1%未満の低水準にあり、運用収入が減少傾向にある。</p> <p>記念基金等の運用益から事業費及び管理費を捻出するという花博記念協会にとって資産運用は安全性と収益性のバランスが重要であるが、元本保証のない、為替レートの動向で償還額や運用利回りが大きく影響を受ける仕組債に投資した結果、現状は収益が上がりリスクだけが高いハイリスク・ローリターンの運用状況</p> | <p>本委員意見をを受けて、直ちに花博記念協会に対し、公益性の高い団体であることを自覚した資産運用を行うよう申し入れました。</p> <p>花博記念協会の対応としては、平成24年3月の理事会において、資産運用について広く外部の意見を聞く「資産運用委員会」の設置を決定し、5月末に外部の専門家を交えた同委員会が設置され、より安全性の確保に留意した健全な資産運用への方向性が示されました。</p> <p>また、府の出捐金については、安全性の高い運用を行うとともに、花博記念協会解散時には出捐金分を大阪府へ贈与できるよう措置することを確認しました。</p> <p>なお、上記の取組は、理事である副知事が理事会に出席しての発言や大阪府からの強い申し入れにより、資産運用に関する内部統制として整備されました。</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>となっている。</p> <p>大阪府は花博記念協会の役員に常務理事を派遣するほか、理事・評議員にそれぞれ副知事・知事が就任しているにもかかわらず、理事会・評議員会に出席して適切な意見を述べるなど有効な対応をとってこなかった結果、財務諸表に評価損として計上されるなど現時点で大阪府の出資している17億円の資産が毀損している。</p> <p>また、花博記念協会は運用収入の一部を基本財産へ積み増したことにより大阪府の出資割合が低下し、監査の対象から外れることになった。これまで余剰金は記念基金や一般事業資金に積み増してきた事実や、当協会の収支が赤字に陥っているにもかかわらず運用収入の一部をあえて基本財産に増額した点を鑑みると、今回の花博記念協会の措置は合理的な理由が見受けられず、大阪府はこれを知りつつ特段の対応をしていない。</p> <p>花博記念協会に財政的及び人的に深く関わっている大阪府はその責任を自覚し、花博記念協会において資産運用に関する内部統制が適正に働くよう、一層指導力を発揮されたい。</p> | |
|---|--|

(都市整備部固有の固定資産の会計処理に関する詳細なルール化について)

| | | |
|--|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部（都市整備総務課） | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月20日から同年8月3日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>都市整備部の所管する資産は、道路・公園・河川・下水道施設など、各出先機関において計上される固定資産の比重が極めて高く、府全体のインフラ資産のうち9割以上を占めている。</p> <p>大阪府新公会計制度の下、これらの膨大かつ多種多様な固定資産について、各出先機関が迷うことなく適正な会計処理を行うためには、現状の府全体の一般的なルールのみではカバーしきれていないものと考えられる。</p> | <p>各出先機関が迷わずに会計処理を行えるようにするため、都市整備部本庁が中心となり、府全体の一般的なルールを基に、個別具体的なケースに対応したより詳細な処理マニュアルを策定しました。</p> <p>なお、同マニュアルについては、都市整備部内全所属の新公会計制度推進者に周知するとともに、庁内ウェブページに掲載しました。</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>資本的支出（資産計上）と修繕費（費用計上）の区分や耐用年数の決定、減損会計をはじめとする固定資産の会計処理に関して、個別具体的なケースに対応したより詳細な処理マニュアルを会計局と連携の下、都市整備部固有の事業内容に精通した都市整備部本庁が中心になって整備し、周知徹底するよう努められたい。</p> | |
|---|--|

（府営公園指定管理者の選定手続について）

| | |
|---|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部（公園課） |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月20日から同年8月3日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>大阪府営公園の指定管理者選定は、競争性及び公園管理の品質維持が図れるよう、公募を行い、選定委員会が一定の選定基準及び審査基準に基づいて提出された書類等を審査し、指定管理候補者を選定する仕組みとなっている。</p> <p>選定委員会の庶務を担当する府都市整備部公園課の事務について、次の課題が認められたので、改善に向けた取組を行われたい。</p> <p>1 雇用が必要な有資格者について、応募時とは別の者を雇用している事例があった。また、ほとんどの職員が前回指定管理者から引き継いで雇用された者や新規雇用で占められており、応募時点では公園管理を行い得る体制が整っていなかったのではないかと考えられる事例があった。</p> <p>このため、公園管理に必要な有資格者や、少なくとも主たる業務を司る責任者の雇用現況について確認できる仕組みをつくるなど、今後、募集のあり方について検討されたい。</p> <p>2 応募時の外注計画以外の業務が外注されている事例があった。</p> <p>よって、公園管理の品質を維持するとともに契約の公正性を確保する観点から、契約後においては応募時の外注計画に記載されていない業務の外注がされていないかを確認されたい。</p> | <p>今年度実施した大阪府営公園の指定管理者選定手続において、下記の取組を行い、事務の改善に努めました。</p> <p>1 平成24年度に行った指定管理者の公募において、公園管理に必要な造園施工管理技士の資格証や雇用保険の写しの提出を求めるとともに、予定している総括責任者や維持管理責任者の雇用状況を確認するなど、主たる業務を司る責任者の応募時点における雇用状況について確認しました。</p> <p>2 公園管理の品質維持などの観点から、毎年度当初に指定管理者から提出がある事業計画書とあわせ、外注計画書の提出も求めることとし、府営公園管理要領を改正することとしました。</p> <p>3 平成24年度の指定管理者選定委員会において、評価の方法や審議の進め方などをルール化していただき、文書化して保存しました。</p> <p>4 平成24年度の指定管理者選定委員会において、ヒアリングの実施・非実施等についてルール化していただき、文書化して保存しました。</p> <p>なお、平成24年度の指定管理者の公募においては、全応募者からヒアリングを行いました。</p> <p>5 平成24年度の指定管理者選定委員会での審査・選定については、その過程を記録するとともに、記録した文書については、大阪府行政文書管理規則に基づき保存しました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>3 委員会での審査について、どのような過程を経て進められるのか、各選定委員の評価点はどのような場合に調整を行うか等のルールが文書によって明確化されていなかった。 このため、これらを審査前に文書化しておくことを検討されたい。</p> <p>4 事業計画に関するヒアリングについては、全応募者に対して実施しているわけではないが、実施・非実施のルールは文書化されていなかった。 応募者間の公平性の確保及び選定手続の透明性の確保のために、全ての応募者についてヒアリングの機会を均等に設けること、あるいは、ヒアリング対象者とするか否かの選定基準を明確に文書化すること、について検討されたい。</p> <p>5 委員会において、どのような判断過程を経て指定管理者決定に至ったのかについて議事録が残っていないかった。 指定管理者選定の透明性を図るため、また、説明責任を果たすために、選定過程を記録として残されたい。</p> | |
|---|--|

(府営公園指定管理者の募集について)

| | | |
|---------|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部（公園課） | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月20日から同年8月3日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>平成23年度の9府営公園の指定管理者選定における公募において、4府営公園が1者のみの応募となっている。これら4公園は、公園利用者による満足度のアンケート結果の平均点に比べ低い状況となっている。</p> <p>公園課によれば、1者応募となった要因は、指定管理者制度導入以後継続して参考価格が下がってきているためであり、参考価格算定方法の見直しを実施しているとのことである。</p> <p>広く民間ノウハウを取り入れつつ、住民サービスの向上を図る</p> | <p>応募意欲がある団体において十分な準備期間をとれるよう、現指定管理者の管理期間や次期公募時期等について、常時、公園課のホームページに掲示することとしました。</p> <p>また、今後の広報や募集方法の参考とするため、平成24年度の公募において、現地説明会に参加し応募はしなかった団体から、アンケート調査等を行いました。</p> <p>次期公募に際しては、参考価格算定の見直しを含めた一層のPRを行うとともに、応募希望者への説明会の回数を増やすなど、より多くの団</p> |

| | |
|--|--------------------------|
| という指定管理者制度の趣旨にかんがみ、その他の要因の有無を確認するなど指定管理者の募集方法についてさらなる見直しの必要性を検討するとともに、参考価格算定方法の見直しを行った旨を含め、より一層のPRを図りたい。 | 体に応募してもらえるような環境づくりに努めます。 |
|--|--------------------------|

(服部緑地 未利用地の有効利用について)

| | | |
|---------|--|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府池田土木事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成22年10月6日から同年11月19日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | 服部緑地事業に関する未利用地については、未利用地の有効利用の観点により平成21年度から貸付を行っているが、公園区域のため土地利用が大幅に制限されることから貸付金額が低く設定されている。また、将来、公園として利用するには地形的に困難な場所にあることから、当該未利用地について都市計画変更（公園区域の除外）の上、普通財産にして多目的に貸付するか、売却することについて検討されたい。 | 委員意見を踏まえ検討した結果、当該未利用地は、普通財産にして可能な限り順次売却などを行うこととし、大阪都市計画緑地の変更により、公園区域から外しました。 なお、当該未利用地の一部については、既に売却の入札手続を実施済みです。 入札期間：平成25年1月15日から同月29日まで |

(建設CALSシステム導入による投資効果について)

| | | |
|---------|--|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部（事業管理室）、7土木事務所、3流域下水道事務所、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、安威川ダム建設事務所、箕面整備事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成22年10月4日から同年12月22日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | 建設CALSシステムの導入に伴う開発・維持費用は、平成19年度までの累計で約20億円を費やしており、平成20年度からの全面運用後も毎年2億円強の支出が見込まれているが、当システムの各事務所等における利用状況を調査したところ、全ての機能が当初期待されたほど活用されているわけではない。このような状況に鑑み、以下の点について検討されたい。 (1) 当システムの利用により業務の効率化が可能と考えられるが | 建設CALSシステムによる情報の一元管理、共有化を推進し、業務の効率化、コスト削減を図るため、蓄積すべき情報の選定と機能点検を行いました。 具体的には、システムの各機能にアクセスカウンターを設置し、利用頻度を確認・分析するとともに、システムを利用する全事務所に対してヒアリング調査を実施し、各機能についての利用実態把握を行ったものです。 |

十分に活用されていない機能については、活用を促進するための施策を講じられたい。具体的には、

- ・業務の効率化が可能と考える機能（例えば、「発注図書連携機能」など）を活用していない事務所等に対しては、その原因について実態調査した上で、各事務所等での積極的な活用を促すための研修等を実施されたい。

- ・当システムへの情報の蓄積が進んでいないために十分に活用しきれない機能（例えば、地図データ上で府民からの要望苦情等を一元管理し、情報を共有することができる機能など）については、府の施設や設備あるいは府民からの要望苦情といった様々な情報の中から、府として蓄積すべき情報を選定し、当システムへ計画的に登録することにより情報の一元的管理、共有化を推進されたい。（ただし、システムへの情報登録による便益がコストを確実に上回ることが検証できる場合に限り。）

(2) 当システムの利用によりかえって業務が非効率化するおそれのある機能（例えば、様式の変更が頻繁でシステムに適時に反映できない機能や、メールやエクセルなどの当システム以外のツールで代替する方が効率的な機能）については、業務の効率化とコスト削減を実現するために、より効率的な手法を検討し、今後のメンテナンス等を中止することを検討されたい。（ただし、メールやエクセルなどの当システム以外のツールを利用することにより、業務上の処理誤りが増加するおそれがあると認められる場合を除く。）

(3) 当システムのような多額の投資においては、府民への説明責任を果たすためにも、投資額に見合った導入効果が実現されたかどうかに関する事後的な検証を定期的実施し、検証結果を今後のシステム運用及び新規投資の意思決定に活用されたい。具体的には、

- ・投資の意思決定時に見込んだコスト削減効果が実現されたかどうかについての事後的な検証を実施されたい。

このデータをもとに、蓄積すべき情報の選定と機能点検を進め、業務において必要性の高い情報を計画的に登録することとしたほか、平成25年1月に行った機器更新に合わせて、システムにも反映したところです。

また、当システムの導入効果の検証についても、事後的な検証を定期的実施することとし、その検証結果を今後のシステム運用及び新規投資の意思決定に活用する仕組みを構築しました。

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・当システムのユーザー側における利用実態を調査し、当初期待されたとおりにシステムが活用されているかどうかについての検証を実施されたい。 | |
|---|--|

(工事契約の分割発注について)

| 監査対象機関名 | 大阪府西大阪治水事務所 |
|--|---|
| 監査実施年月日 | 平成23年10月7日から同年11月11日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>木津川入堀部の耐震補強工事（工事全体の予定価格合計は540百万円）については、早期の事業進捗を図るため、占有者への影響を考慮して2つの工区に分割して発注している。また、安治川防潮堤補強工事（工事全体の予定価格合計は1,071百万円）については、地元業者の育成、受注機会の提供及び工期短縮の必要性から、同一内容の工事を連続した3つの工区に分割して発注している。その結果、分割前の予定価格合計では府議会の議決を要する500百万円以上の工事であるが、分割後の各工事の予定価格が500百万円を下回ることから府議会の議決を経していない。</p> <p>予定価格が500百万円以上の重要な契約について府議会の議決を要することの趣旨は、府民に重い負担をかけることとなり、その利害に大きな影響を与えかねないことから、契約締結の判断を府民の代表である府議会のガバナンス機能に委ねることにある。</p> <p>工事契約の分割発注を行う場合には、府議会の議決を経ることの趣旨、契約の透明性の確保及び分割発注によるコスト増の可能性を踏まえ、府議会へ分割発注した理由や経過等を報告するとともに、府民に公表することが必要と考えられる。今後、このような仕組みを構築することを検討されたい。</p> <p>(なお、この意見は都市整備部に係る意見ともする。)</p> | <p>(措置した機関：大阪府西大阪治水事務所、都市整備部事業管理室)</p> <p>都市整備部の工事発注については、これまでも「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」や大阪府官公需確保対策会議が毎年度策定、公表している「中小企業者向け官公需確保のための基本方針」等に基づき、中小企業の受注機会の確保に配慮しつつ効率的執行を通じたコスト削減を図る観点から、適切な発注ロットの設定を前提として分離・分割発注に努めています。</p> <p>また、工事情報については、大阪府のホームページにおいて、平成13年度から「発注予定工事公表」、平成23年度から大阪府電子調達システムで「月別入札結果情報」を公表することにより、発注の前後において、府民に伝えてきました。</p> <p>今回、委員意見を踏まえ検討した結果、これらに加えて、分離・分割の考え方等を府議会により分かりやすくお示しするため、都市整備部として「都市整備部 分離・分割方針（以下「方針」という。）」等を策定し、府民に公表することとしました。これにより、府議会のガバナンス機能が従前より反映できると考えております。</p> <p>なお、当該方針については、既に大阪府ホームページで公表しています。</p> |

(行政財産の使用料について)

| | |
|---------|---------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府北部流域下水道事務所 |
|---------|---------------|

| | | |
|---------|---|--|
| 監査実施年月日 | 平成23年11月14日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>原田水みらいセンターの自動販売機設置については、現在、公募を行うことなく随意契約により障がい者団体に継続的に使用許可を与えているが、他の公募された自動販売機設置の使用許可との間で使用料に不均衡が生じており、公平性に欠ける状況となっている。</p> <p>当該使用許可が障害者の福祉増進に寄与するとのことであるが、すでに条例による民間企業における雇用促進など障害者雇用の推進策が進められてきているところである。</p> <p>厳しい府の財政状況に鑑み、府有財産の有効活用を図るためには、一般又は条件付き公募とすることについて検討されたい。</p> | <p>大阪府が使用許可する自動販売機1台は、平成25年度使用許可対象から公募を行いました。</p> <p>募集期間：平成25年1月7日から同月24日まで</p> |

(高速道路事業者への工事委託の透明性確保について)

| | | |
|---------|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府池田土木事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月14日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>池田土木事務所は、西日本高速道路株式会社（以下「高速道路事業者」という。）に対して「一般国道423号（止々呂美吉川線）仮設迂回路工事」（事業金額：161百万円、以下「本工事」という。）を委託し、高速道路事業者は本工事を工事請負業者に発注している。</p> <p>本工事の検査に関する書類を確認したところ、高速道路事業者と本工事の請負業者との間の工事注文書、工事注文請書、請求書等（以下「関係書類」という。）が入手されていなかった。関係書類を提出することを高速道路事業者に要望し、府において検証することにより、工事委託のより一層の透明性の確保に努められたい。</p> | <p>西日本高速道路株式会社から「関係書類」の提出を受け、「関係書類」による内容の検証を行い、適正な執行を確認しました。</p> <p>今後は、「関係書類」の提出について、予め協定書に記載するとともに内容の検証を行って、工事委託のより一層の透明性確保に努めていきます。</p> |

また、高速道路事業者から提出を受けるべき関係書類に関しては、高速道路事業者との協定書に予め記載することを要望されたい。

(土地の評価基準について)

| | | |
|---------|---|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府住宅まちづくり部（タウン推進室） | |
| 監査実施年月日 | 平成22年6月17日から同年7月30日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>大阪府地域整備事業会計の造成資産（土地）の評価は、取得原価によっているが、時価が簿価を下回るものが多くみられ、その差額は450億円に上る。平成21年度末の貸借対照表からは時価の注記を行っているものの、当該差額は大阪府の将来の長期的財政収支にも影響を及ぼすものであり、地方公営企業法施行規則で認められた低価法によること等、より適正な財務諸表の作成に努められたい。</p> | <p>大阪府地域整備事業会計の造成資産（土地）の評価については、地方公営企業法施行規則で認められた低価法によることとしました。 平成23年度の決算書において、造成資産の額を233億円とするとともに、簿価と時価との差額393億円を特別損失として計上しています。 今後もより適正な財務諸表の作成に努めます。</p> |

(耐震化事業について)

| | | |
|---------|---|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府住宅まちづくり部(公共建築室) | |
| 監査実施年月日 | 平成23年6月16日から同年7月27日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>府では、府有建築物について耐震化事業を実施しており、平成27年度までの耐震化率の目標達成に向け、公共建築室において進捗管理を実施している。</p> <p>しかし、進捗管理を行うに当たり、過去の予算措置と実績額の乖離状況の把握・分析は行っていない。</p> <p>耐震化事業は人命に関わる重要な事業であり、東日本大震災の発生に伴い、種々の課題が生じているが、最低限、少しでも早く耐震化を進めることが必要である。</p> <p>そのためには、府有建築物耐震性能向上事業推進会議等を通じ</p> | <p>(府有建築物の固有リスクの表示)</p> <p>平成23年度府有建築物耐震性能向上事業推進会議で耐震性能を示したホームページ(写)を掲示するよう周知徹底を行いました。</p> <p>平成24年度府有建築物耐震性能向上事業推進会議で、耐震性能を示したホームページ(写)の貼付け状況を確認し、貼り付けていない施設へ貼付け指導など、更に周知徹底を行いました。</p> <p>現在は、当該建築物の全てに掲示済みであり、今後は、毎年度更新を行います。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>て関係部局との連携を図り、例えば、耐震化事業から生じた入札差金等の同事業への再投入等、効果的な方策を検討する必要がある。</p> <p>また、現在の耐震化の進捗状況については、府のウェブページで公表しているものの、対象となる府有建築物自体には、耐震性能に関するプレートの貼付等、建物固有のリスク表示がない。</p> <p>利用者にとって、利用する建築物が耐震化性能を有しているのか否かは重要な情報であり、そのリスク表示の手法についても検討が必要である。</p> <p>耐震化計画の平成27年度までの確実な達成と早期化のために、全庁的な視点で、耐震化事業について最適な予算措置及び技術的支援が講じられるよう、過去の実績等を生かしたより積極的な進捗管理を実施されるとともに、建築物自体に対する耐震性能に関するリスク表示の手法を検討し、実施されたい。</p> | |
|---|--|

(財務諸表の正確性確保の体制について)

| | | |
|--|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府会計局 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年7月18日から同年8月8日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>新公会計制度により作成された財務諸表については、大阪府財政運営基本条例第25条に基づき公表することになるが、正確な財務諸表の作成のためには同制度及び手続上の理解が不可欠である。</p> <p>財務諸表の正確性を確保するためには、所属での重要な勘定を特定し集中的に確認する視点の導入により、各所属で月次決算の精度をあげ、さらに各所属で新公会計制度の理解を深められるようにすべきであり、これまで実施している会計実地検査の手法について改善する余地がないかどうかを分析し、今後の検査手法及び指導体制の整備について検討されたい。</p> | <p>正確な財務諸表の作成のため、これまでも研修や事務説明会を実施し、新公会計制度及び手続上の理解が図られるよう取り組んでいます。</p> <p>また、各所属で新公会計制度の理解を深められるよう、会計実地(重点)検査時において、新たに新公会計制度に関する項目(月次決算整理実施確認他)も追加しました。</p> <p>平成24年7月からの試行実施を踏まえ、同年12月からの本格実施に際し検査方法を見直した上、現年度執行分の建設仮勘定の精算漏れ・固定資産計上基準の適用誤り・経過勘定(前払金など)の振替漏れなどの項目についても確認を行いました。</p> <p>平成25年度以降は、会計局内に検査・指導グループと新公会計制度グ</p> | |

| | |
|--|---|
| | ループから構成する「会計指導課」を新設し、新公会計制度の更なる定着と検査指導体制の連携強化を図る予定としています。 |
|--|---|

(政務調査費について)

| | | |
|---------|--|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府議会事務局 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月18日から同年7月20日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>政務調査費に関し、現行の「政務調査費の手引」の規定では、提出すべき証拠書類について、会派及び議員の解釈が異なるため、貼付される書類にばらつきが見られる。公金である政務調査費の支出について、適正な審査を行うとともに、府民への説明責任を果たすため、「使途基準の三原則」に即した、社会的妥当性のある客観的かつ統一的な証拠書類を求めるなど、手引の点検・見直しを図りたい。</p> | <p>地方自治法の改正により、「政務調査費」が「政務活動費」へと改められたことから、条例において経費の範囲を明確化するとともに、使途の透明性の確保に関する規定を設けるなど、条例・規程の改正を行いました。</p> <p>これら、条例・規程の改正を踏まえ、手引きについても見直しを図り、政務活動費の支出が「使途基準の三原則」（必要性・妥当性の原則、証拠主義の原則、透明性の原則）に即したものであることをより明確にするため、政務活動費の支出項目の考え方を明示するとともに、使途基準の運用指針について見直しを行いました。また、報告書様式の一部についても、見直しを図りました。</p> |

2 指摘事項に対する措置

ア 歳入関係

(債権管理に係る交渉経過について)

| | | |
|---------|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府中央子ども家庭センター | |
| 監査実施年月日 | 平成25年1月21日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>大阪府中央子ども家庭センターの児童措置費負担金の債権管理において、滞納金額が40万円未満の債権管理について、交渉経過が記載されていないものがあり、督促、催告の実施や所在調査等が行われていたか不明なものがあった。(抽出調査20件中、10件)</p> | <p>児童措置費負担金に係る債権回収及びその整理等については、府内の子ども家庭センター共通で作成した「児童措置負担金債権回収・整理マニュアル」により、債権管理簿により実施しているところです。</p> <p>滞納金額が40万円未満の債権についても、債権管理簿に加えて、債権者ごとの債権管理簿付表(確認事項及び交渉記録)を整備しております。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>たが、十分活用できておりませんでした。 今後は、債権管理簿付表を十分活用し、より効率的な債権管理を図るとともに、迅速かつ適正な債権回収に向けた取組を進めます。</p> |
|--|---|

イ 歳出関係
 (支払遅延について)

| | | |
|---------|---|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府消費生活センター | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月6日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>工事請負費に係る支出手続きについて確認したところ、契約書等に定められた期限までに支払が行われていないものが存在した。</p> | <p>本件不備については、センター移転直後の事務処理の混乱から起こったものです。 今回の指摘を踏まえ、適正な事務処理を行うよう全職員に対し注意喚起を行い、平成25年3月7日には、平成24年度府民文化部会計研修で使用された資料を使い、センター内で会計処理に当たる職員に対し会計事務研修を行いました。 今後は、このようなことのないよう複数の職員によるチェック体制を強化するとともに、会計事務に係る研修会等への積極的な参加を促すなど関係法令の遵守と適正な会計事務の執行に係る職員の能力と意識の向上を図り、再発防止に努めます。</p> |

(公費での物品購入について)

| | | |
|---------|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府立修徳学院 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月12日から同年12月14日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>公費（資金前渡）での物品購入において、職員個人が所有している自己名義のポイントカードを使用し、還元されたポイントを個人として蓄えているものがあつた。 同様の事例が他にないかどうか、平成23年度に物品購入した全件について、修徳学院で調査の上、報告されたい。</p> | <p>(全件調査について) 平成23年度に公費（資金前渡・小口支払基金）で物品購入した全件について調査したところ、監査において指摘されたもの（20件122ポイント）の他に同様の事例が2件（平成23年7月24日に1件30ポイント、平成23年7月26日に1件37ポイント）判明しました。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(是正措置について) すべての事例について、当該職員（4名）から、当該物品購入によって取得したポイントを買物券に交換した場合の金額（1ポイント1円の換算、合計189円）を府に返還させました。</p> <p>(コンプライアンスの徹底) 平成25年3月11日と12日の2日間に分け、全職員に対し、「平成24年度 不適正会計の再発防止について（会計局）」「平成24年度重点検査における主な指摘事項（会計局）」をもとに研修を実施し、自らの業務の見直し、事務の適正化及びコンプライアンスの徹底を指示しました。</p> <p>今後とも、全職員を対象とするコンプライアンス研修を適宜、継続的に実施するとともに、機会あるごとに注意を喚起します。</p> |
|--|---|

(支払遅延等について)

| | | |
|---|-------------------------|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府立修徳学院 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月12日から同年12月14日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>委託契約及び工事請負契約に係る支出手続について確認したところ、法律に定める期限までに支払いが行なわれていないもの、見積書を受領した日付より前に経費支出何の起票が行われているもの及び請求書の日付が記入されていないものがあった。</p> <p>また、比較見積書を省略することができる場合に該当しないにもかかわらず、比較見積書を徴取せずに業務を委託しているものがあった。</p> | | <p>平成25年3月11日と12日の2日間に分け、全職員に対し、「平成24年度 不適正会計の再発防止について（会計局）」「平成24年度重点検査における主な指摘事項（会計局）」をもとに研修を実施し、自らの業務の見直し、事務の適正化及びコンプライアンスの徹底を指示しました。</p> <p>今後とも、全職員を対象とする研修を適宜、継続的に実施します。また、職員が担当事務に精通するよう、全庁で実施される各種の実務研修に計画的に参加させるとことにより、適正な事務の執行に努めます。</p> |

(契約の履行確認等について)

| | | |
|---------|-------------|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府立公衆衛生研究所 | |
| 監査実施年月日 | 平成25年2月7日 | |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>委託事業について、(1) 契約期間の終期である年度末までに事業が完了していないにもかかわらず、年度末に完了検査を行い、当該年度予算で委託料を支出しているもの、(2) 履行確認の検査において、検査調書の作成が行われていないもの、(3) 見積書の日付が経費支出伺の起票日より後になっているものがあった。</p> | <p>ご指摘のあった各不備事項について、関係職員から聴き取りを行い、原因を確認しました。</p> <p>(1) については、担当職員の業務に関する知識の不足及び支出命令査におけるチェックの不備、並びに、契約期間には余裕があったものの、業者への産業廃棄物の搬出時期が3月27日と年度末ぎりぎりの時期になってしまったことによるものでした。</p> <p>(2) については、担当職員の業務に関する知識の不足及び支出命令審査におけるチェックの不備によるものでした。</p> <p>(3) については、委託契約審査におけるチェックの不備によるものでした。</p> <p>是正措置として、(2) について、当該業務に係る検査調書を作成しました。</p> <p>今後の再発防止策として、平成25年3月21日、会計事務に携わる所内の全ての職員を対象に、経理担当者を講師とする会計事務研修を実施しました。さらに、当該研修の場で、委託契約や支出命令審査において、担当者と決裁権者によるダブルチェックを徹底することを確認し、実践しています。また、契約期限が年度末頃になる産業廃棄物処理業務委託については、発注時期だけでなく搬出時期もできるだけ早くするよう努めることとしました。</p> <p>今後このようなことがないよう、適正な事務の執行に努めます。</p> |

(建設工事請負契約書の作成誤りについて)

| 監査対象機関名 | 大阪府池田土木事務所 | |
|---|--|--|
| 監査実施年月日 | 平成24年11月14日 | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>平成23年度に締結された建設工事請負契約のうち2件に関して、事務作業上の誤りにより、見積依頼時に明示されている瑕疵担保期間に関して、建設工事請負契約書への記載が適切になされ</p> | <p>建設工事請負契約の締結の際、事務作業上の記載誤りを防ぐため、起案時の契約書案について複数確認を再度徹底するとともに、公印の押印時にも契約担当者及び公印取扱者による読み合わせ等、更なる複数確認</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>ていなかった。</p> <p>なお、当該誤りは、他の土木事務所における平成22年度の監査にて指導を行ったにもかかわらず、平成23年度にも再発したという経緯がある。そのため、特定の土木事務所で発生した事案を都市整備部全体で共有し、再発を防止するための横断的な内部統制を構築するよう再度指導したにもかかわらず、本年度においても同様の誤りが検出される結果となっている。</p> | <p>を徹底することとしました。</p> <p>また、平成23、24年度の既契約分について、記載漏れがないか全件再確認を実施し、平成25年1月29日には所内研修において、監査の概要を報告するとともに、契約約款記載内容確認の徹底として平成24年3月2日付け事管第2126号「契約関係書類の記載内容の確認徹底について」の通知文書を所内担当者に、あらためて周知徹底を行いました。</p> <p>今後は、所内研修等において本件指摘事項の周知徹底、情報共有により再発防止を図り、適正な事務の執行に努めます。</p> |
|--|--|

(随意契約に係る比較見積りについて)

| | | |
|---|-------------|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府八尾土木事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月15日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>電線共同溝整備事業に伴う引込管工事等に関する委託業務について、随意契約を締結しているが、大阪府財務規則において必要とされている比較見積りを行っていないものがあった。</p> | | <p>電線共同溝整備事業に伴う引込管工事等について、電気事業者及び通信事業者から比較見積りを取ることにし、見積依頼書の様式を作成しました。</p> <p>今後、随意契約を締結するに際しては、法令等の規定に基づいた適正な事務の執行に努めます。</p> |

(建設工事請負契約書の作成誤りについて)

| | | |
|---|-------------|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府富田林土木事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月16日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>平成23年度に締結された建設工事請負契約のうち2件に関して、事務作業上の誤りにより、見積依頼時に明示されている瑕疵担保期間に関して、建設工事請負契約書への記載が適切になされていなかった。</p> <p>なお、当該誤りは、他の土木事務所における平成22年度の監査にて指導を行ったにもかかわらず、平成23年度にも再発したとい</p> | | <p>建設工事請負契約の締結の際、事務作業上の記載誤りを防ぐため、起案時の契約書案について複数確認を再度徹底するとともに、公印の押印時にも契約担当者及び公印取扱者による読み合わせ等、更なる複数確認を徹底することとしました。</p> <p>また、平成24年11月20日開催の所内課長会議、並びに同年12月4日、及び平成25年1月8日開催の所内グループ長会議において監査の概要</p> |

| | |
|--|---|
| <p>う経緯がある。そのため、特定の土木事務所で発生した事案を都市整備部全体で共有し、再発を防止するための横断的な内部統制を構築するよう再度指導したにもかかわらず、本年度においても同様の誤りが検出される結果となっている。</p> <p>早急に内部統制の見直しを行い、今後、このような事態が再発しないよう、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>を報告するとともに、平成24年12月27日には、契約約款記載内容確認の徹底として平成24年3月2日付け事管第2126号「契約関係書類の記載内容の確認徹底について」の通知文書を所内全職員に、あらためて周知徹底を行いました。</p> <p>今後は、所内研修等において本件指摘事項の周知徹底、情報共有により再発防止を図り、適正な事務の執行に努めます。</p> |
|--|---|

ウ 庶務諸給与

(住居手当の認定について)

| | | |
|--|-------------------------|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府総務部（人事室） | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月19日から平成24年8月3日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>住居手当の支給対象外の職員に対して、手当が支給されている事案があった。支給額の返還請求を検討するとともに、同様の事案がないことを再度確認する必要がある。</p> <p>また、親族等が所有している住宅を借り受ける場合（親子間賃貸）の住居手当の認定時の確認については十分に点検されたい。</p> | | <p>(親族等が所有している住宅を借り受ける場合の認定時の十分な点検について)</p> <p>1 現在の担当者については、指摘事項の内容とその原因及び今後の対応について周知・徹底を行いました。</p> <p>2 毎年2月に行う事後調査を改善し、手当支給対象外の事案が生じていないことを継続確認できるよう調査書の書式を改めました。</p> |

(出勤簿の管理及び職免の取扱いについて)

| | | |
|--|----------------|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府中央子ども家庭センター | |
| 監査実施年月日 | 平成25年1月21日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>出勤簿の管理において、タイムレコーダーの打刻がないもの等適正に処理されていないものがあった。</p> <p>また、人間ドックの受診に係る職務専念義務免除の事務処理について、人間ドックの終了後において、勤務に服すべき時間があるにもかかわらず、全日にわたり職務専念義務が免除されているものがあった。</p> | | <p>(出勤簿の管理)</p> <p>SSCシステムの遅参・未入力リストに上がっていた案件について、下記のとおり事務処理をしました。</p> <p>【平成23年度 39件】</p> <p>1 遅参あり (13件 内年休入力忘れ8件、打刻忘れ5件)</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>2 出勤なし (26件 内年休入力忘れ2件、打刻忘れ24件) 直ちに該当職員に確認の上、年休については、平成25年1月末に総務サービス課に修正依頼をしました。 打刻忘れについては、該当職員のグループ長が勤務管理システムにて出勤簿修正をしました。 (平成25年1月確認済み) (職務専念義務免除の取扱い) 人間ドックの終了後において、勤務に服すべき時間があるにもかかわらず、全日にわたり職務専念義務が免除されているもの6件について、該当職員から、年次休暇の申出があり、総務サービス課に修正依頼をしました。(平成25年1月) 再発防止のため所内会議等で各グループ長に出勤簿の確認依頼、注意喚起するとともに全職員に適正な届出を行うよう周知しました。</p> |
|--|---|

(出勤簿の管理について)

| | | |
|--|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府立修徳学院 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月12日から同年12月14日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| 出勤簿の管理において、タイムレコーダーの打刻がないもの等適正に処理されていないものがあった。 | <p>タイムレコーダーの打刻のないもの等について確認を行い、修正しました。 直接監督責任者は適正な出勤簿の管理を行うよう指導しました。 また、平成25年3月11日と12日の2日間に分け、全職員を対象とする研修会において、SSCによる出退勤管理の重要性と概要を説明し、常日頃からお知らせ表示を確認して自らが管理を行うよう指導しました。 今後は、総務課長の職にある者が、毎月初めに前月分の出勤簿の確認を行い、不備等があれば、職員本人及び担当課長(直接監督責任者)に指導等を行います。</p> | |

(服喪休暇の承認について)

| | | |
|---------|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府茨木保健所 | |
| 監査実施年月日 | 平成25年1月22日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>サービスにおける事務手続において、条例・規則で定める日数を超えて服喪休暇を承認したものがあった。</p> | <p>本件については、規則で定める日数を超えた2日分について、平成24年3月1日及び2日を年次休暇に変更し、平成24年2月23日から平成24年2月29日の連続した7日間を服喪休暇とするため、紙決裁により是正処理を行った上、総務サービス課あて出勤簿及び休暇申請の修正を依頼し、出勤簿の訂正は完了しております。</p> <p>また、指摘事項について、所内幹部職員会議を通じて所内全職員に周知し、再発防止の注意喚起を行いました。</p> <p>今後、休暇等サービスの取扱いに当たっては、関係条例、規則等の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p> |

(通勤手当の認定誤りについて)

| | | |
|---------|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府茨木保健所 | |
| 監査実施年月日 | 平成25年1月22日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>身体障がい者割引が適用されている定期券を購入している職員について、正規の定期券の金額で通勤手当が認定され、支給されていたものがあった。</p> | <p>本件については、再確認の上、平成25年2月25日付けで総務事務システムにより訂正認定を行いました。</p> <p>今後定期券確認時には、複数人で確認行為を行うこととし、通勤届出時には身体障がい者割引適用対象者には、障がい者手帳のコピーの提出をお願いすることとします。</p> <p>また、通勤認定に当たっては、関係規則及び通知に基づき、適正な事務処理に努めます。</p> |

(通勤手当の認定誤りについて)

| | | |
|---------|------------|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府枚方保健所 | |
| 監査実施年月日 | 平成25年1月11日 | |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>通勤手当の申請を行い、申請どおりの経路で認定を受けたにもかかわらず、実際には認定された通勤手当の金額を下回るより短い経路で通勤していたことにより、過大な通勤手当を受けていたものがあつた。</p> <p>本件は、任命権者による確認が不十分であつたため、同手当の過払いが3年間にわたり是正されないままとなつていた。</p> | <p>(通勤認定について) 事実発生(転勤)の平成22年4月16日に遡つて、正しい経路で申請し直し認定しました。 (総務サービス課給与認定グループの指導)</p> <p>(手当の戻入について) 平成24年度における過払分9,060円は、3月分給与報告により戻入しました。 過年度分の平成22年5月から平成24年3月は、平成22年5月分において払戻等の計算後の13,570円を戻入しました。 併せて、計22,630円戻入しました。 (総務サービス課給与認定グループの指導)</p> <p>(今後の対応) 通勤手当については、会計規則及び通知に基づき適正な事務処理に努めます。</p> |

(非常勤の雇用について)

| 監査対象機関名 | 大阪府藤井寺保健所 | |
|--|-------------|---|
| 監査実施年月日 | 平成24年10月31日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>非常勤嘱託員(医師)の雇用における事務手続において、「発令通知書」や「大阪府非常勤職員の雇用等に関する要綱」の提示がなかつた。</p> | | <p>直ちに「発令通知書」及び「大阪府非常勤職員の雇用等に関する要綱」を非常勤嘱託員に交付しました。</p> <p>また、今後、このようなことがないよう、平成24年11月13日及び同年12月28日に職員に周知しました。</p> |

(通勤手当の認定事務について)

| | | |
|---------|-----------------|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府こころの健康総合センター | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月20日 | |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|--|
| <p>通勤手当の申請を行い、申請どおりの経路で認定を受けたにもかかわらず、実際には、より安価な他の経路で通勤していたことにより、過大な通勤手当を受けていたものがあつた。</p> <p>本件は、任命権者による確認が不十分であつたため、同手当の過払いが是正されないままとなつていた。</p> | <p>(通勤手当の支給事務について)</p> <p>通勤認定とは異なる安価な他の経路で通勤していたことにより、過大に受けていた通勤手当については、当事務所への通勤経路の当初の認定時点に遡つて、過払分全額を戻入しました。</p> <p>また、本件以外に同様の事案がないことを確認しました。</p> <p>今後、このようなことが起こらないよう、関係規則及び通知に基づく適正な事務の執行に努めます。</p> |

エ 財産関係

(行政財産の登載漏れについて)

| 監査対象機関名 | 大阪府環境農林水産部（水産課） | |
|---|---|--|
| 監査実施年月日 | 平成24年6月28日から同年8月3日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>水産課が実施した漁港施設の工事39百万円に関して、公有財産台帳に登載漏れとなつていた。また、新公会計制度において、貸借対照表上、87百万円が固定資産の計上漏れとなつていた。</p> | <p>(大阪泉州中部地区浅海域藻場造成等工事)</p> <p>公有財産管理システムへの登載を平成24年11月1日に完了しました。また、貸借対照表の計上処理も完了しました。</p> <p>今回の不備事項については、港湾局との調整不足が発端となり発生したものです。今後、当課で内容確認や処理ができるように、港湾局と調整し、配当した工事等については建設仮勘定に計上するように業務処理の方法を変更しました。</p> <p>(泉佐野工区広域型増殖場造成工事)</p> <p>公有財産管理システムへの登載を平成24年11月1日に完了しました。また、貸借対照表の計上処理も完了しました。</p> <p>今回の不備事項は、工事が全て完了してからシステムに登録すべきと考えていたため発生したものです。今後は単年度の工事終了時に登録することとしました。</p> <p>(小島漁港外附帯施設整備等工事)</p> <p>公有財産管理システムへの登載を平成24年12月7日に完了しました。</p> | |

| | |
|--|---|
| | <p>また、貸借対照表の計上処理も完了しました。</p> <p>今回の不備事項については、港湾局との調整不足が発端となり発生したものです。今後、当課で内容確認や処理ができるように、港湾局と調整し、配当した工事等については建設仮勘定に計上するように業務処理の方法を変更するようにしました。</p> |
|--|---|

(公有財産の取得時期及び取得価格の誤登載について)

| | | |
|---------|--|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府北部農と緑の総合事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月1日から同月2日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>明治の森箕面国定公園の中にある建物「箕面ビジターセンター」について、公有財産台帳に登載する取得価格に誤りがあり、80百万円が二重に計上されていた。</p> <p>さらに、建物の建築年度は正しくは昭和43年度であるところ、平成4年度としたために、新公会計制度においても減価償却計算に誤りが生じ、平成23年度末の貸借対照表上、本来償却が終了した備忘価額1円が正しい帳簿価額であるところ、18百万円過大に計上されていた。</p> | <p>公有財産台帳管理システムへの誤入力があった「箕面ビジターセンター」については、昭和43年度取得、取得時価格19,787,000円、減価償却累計額19,786,999円、期末残高1円として、公有財産台帳管理システムに修正入力しました。</p> <p>また、他の公有財産について自己点検を実施するとともに、適正な公有財産台帳管理システムへの入力に努めます。</p> |

(取水施設の登載漏れについて)

| | | |
|---------|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府南河内農と緑の総合事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月1日から同年12月28日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>府所有のため池である第二狭山池において、過去に取水施設が取り付けられているが、公有財産台帳（以下「台帳」という。）を調査したところ、取水施設は台帳に登載されていなかった。また、新公会計制度においても、貸借対照表上、固定資産が計上されていなかった。さらに、南河内農と緑の総合事務所において、台帳に登載すべき金額や貸借対照表に計上すべき金額が把握で</p> | <p>(取水施設の登載漏れについて)</p> <p>監査の指摘を受け、府所有のため池である第二狭山池において過去に取り付けた取水施設について公有財産台帳に登載するとともに、新公会計制度においても貸借対照表上、固定資産への計上を行いました。管内において他に府所有のため池はないため同様の案件はありません。</p> <p>なお、台帳に登載すべき金額や貸借対照表に計上すべき金額について</p> |

| | |
|--------------|--|
| きていない状態であった。 | 大阪府財務諸表作成基準に基づき作成する新公会計制度導入時における開始貸借対照表作成要領に基づき適切に算出しています。 今後は、このようなことがないよう適正な事務の執行に努めます。 |
|--------------|--|

(取水施設の登載漏れについて)

| | | |
|---------|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府泉州農と緑の総合事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年10月30日から同年11月21日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | 府所有のため池である大野池において、取水施設38百万円が取り付けられているが、公有財産台帳に登載がなされていなかった。また、新公会計制度においても、貸借対照表上、固定資産が計上されていなかった。 | (取水施設の登載漏れについて) 監査の指摘を受け、府所有のため池である大野池において取り付けた取水施設について公有財産台帳に登載するとともに、新公会計制度においても貸借対照表上、固定資産を計上しました。 また、大野池以外の府所有のため池7箇所(光明池、稲倉池、大池、天濃池、新滝の池、堀河池、逢帰池)について調査を行い、公有財産台帳に登載漏れがあったものについては、登載するとともに、新公会計制度においても貸借対照表上、固定資産を計上しました。 今後は、このようなことがないよう適正な事務の執行に努めます。 |

(無償で譲り受けた資産の公有財産台帳への登載について)

| | | |
|---------|---|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部(港湾局) | |
| 監査実施年月日 | 平成24年7月4日から同年8月3日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | 港湾局が無償で譲り受けた資産(登載金額2,340百万円)は、土地と工作物から構成されるにもかかわらず、すべて土地として公有財産台帳に登載されていたため、管理の実態と公有財産台帳の登載内容が整合していない。 また、台帳に登載する取得価額は時価に比準して算定する必要があるが、根拠が不明確な金額により登載されていた。 | 指摘事項を踏まえ、土地と工作物に分類することとし、取得価格についても、時価に比準して算定の上、公有財産台帳に登載しました。 |

オ 物品関係

(備品の管理について)

| | | |
|---------|---|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府パスポートセンター | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月7日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | 大阪府パスポートセンターが所管している物品の管理状況について確認したところ、備品出納簿に記載されているにもかかわらず、現物が無いものがあった。 | 平成24年11月12日から同月22日に備品の実査を行い、不用決定処理がもれていた物品については、平成24年11月15日及び同月19日に不用決定を行い、備品出納簿に記載しました。 今後は、毎年、備品の実査を行い、不用決定や備品出納簿記載を欠くことがないようにします。 |

カ 公営企業関係

(減価償却費計算誤りについて)

| | | |
|---------|---|--------------------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府中央卸売市場 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月21日から同年8月3日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | 施設用建物について、減価償却計算の誤りによって、平成20年度から平成23年度までの4年間にわたり合計9,555千円の減価償却費が過大計上されており、施設用建物の帳簿価額が同額過小計上されていた。 | 減価償却費について改めて精査を行い、帳簿価額を修正しました。 |

3 指示事項に対する措置

ア 歳入関係

(廃業者に対する滞納未収金について)

| | | |
|---------|------------------------------------|---------------------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府中央卸売市場 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月21日から同年8月3日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | 仲卸業者の廃業者に対する滞納未収金が、10業者、24,041,373 | 廃業者の滞納未収金に係る回収可能性を検討した結果、回収可能なも |

| | |
|---|--|
| <p>円となっている。廃業者の財務状態の把握を行い、回収可能性を検討した上で、不納欠損引当金の計上もしくは不納欠損処理について適切に対応されたい。</p> | <p>のについては、分割納付等により回収に努め、既に消滅時効が到来しているものについては、不納欠損処理を行いました。</p> <p>なお、廃業者の財産調査の結果、無財産等の財務状態にあるものについては、平成26年度から適用される新地方公営企業会計制度にあわせて引当金の処理を行います。</p> |
|---|--|

(維持管理費用の精算事務について)

| | | |
|---|---------------|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府北部流域下水道事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年10月11日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>味舌ポンプ場施設の維持管理費用に関する摂津市との精算について、従来より、精算金額が前々年度の実績値（費用と揚水量）に基づいて算定されており、当年度の実績値に基づく精算が行われていなかった。</p> <p>当年度の実績値に基づく精算が実務的に困難であるとしても、入手しうる直近の実績値（例えば、前年度の費用と揚水量）に基づき精算を行うなど、摂津市と協議し、より実態を反映した精算方法を採用されたい。</p> | | <p>より実態を反映した精算方法の採用について、摂津市と協議を行った結果、前年度の費用と揚水量に基づき、平成24年度から精算を行うこととしました。</p> <p>なお、摂津市とは平成24年4月1日から遡及適用した変更覚書を締結しました。</p> |

イ 税務関係

(課税免除について)

| | | |
|---|---------------------------|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府大阪自動車税事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成22年12月13日から平成23年1月14日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>大阪府は自動車税145百万円を課税免除している（平成22年7月21日現在）。自動車税の課税免除の申請手続について確認したところ、課税免除継続申請に際して、客観的に現況を確認できる資料の提出を求めていなかったため、今後、申請内容が適切かどうかを確認する手法について検討されたい。</p> | | <p>(措置した機関：総務部税務室徴税対策課) (現況確認資料の提出)</p> <p>平成25年度から、継続申請に際して対象自動車の現況を客観的に確認できる資料として、対象自動車の写真、自動車検査証の写し及び運行日誌等の運行状況を確認できる書面の提出を求めるとし、必要な事務</p> |

| | |
|---|---|
| <p>また、現在、定めている課税免除対象車の範囲についても、昨今の社会経済情勢に照らして、不合理となっていないか点検されたい。 (なお、この指示事項は、総務部税務室徴税対策課に対する指示ともする。)</p> | <p>処理要領の改正を行いました。 (対象車の範囲の点検) 課税免除の対象車について、課税免除の制度趣旨、他都道府県の状況、関係機関の意見、社会経済情勢等を勘案しながら、その範囲について点検を行い、その必要性等について確認を行ったところ、直ちに対象範囲の見直しが必要なものではありませんでした。なお、今後においても、社会経済情勢や他都道府県の状況等を注視しながら、継続して点検を行っていくこととします。</p> |
|---|---|

ウ 歳出関係

(少額随意契約に係る事務処理のあり方について)

| | | |
|---------|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府立子どもライフサポートセンター | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月1日から同年12月28日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>大阪府立子どもライフサポートセンターの工事請負契約において、少額随意契約の限度額以下であるとして見積合せにより随意契約を行った2本の契約は、工事内容・契約時期・工期から考えると同一工事として発注し、一般競争入札を行うべきであった。 今後は工事内容を的確に判断し、全体として250万円を超える工事については、一般競争入札を実施すべきである。</p> | <p>関係職員（契約担当者及び決裁関与者）に対し、大阪府財務規則等関係法令順守を徹底するよう改めて指示し、今後は会計事務の適正化を実施するよう周知徹底を行いました。 工事請負契約において、全体として250万円を超える工事については施行まで計画性をもって一般競争入札で工事の一括発注を行います。</p> |

(随意契約の透明性について)

| | | |
|---------|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府環境農林水産部（みどり・都市環境室） | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月28日から同年8月3日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>府が大阪府森林組合に委託した緑化樹養成配付業務15百万円は、特定の受託業者の専門性を評価し2号随意契約として契約を締結しているが、当該事業が他の事業者では実施できないか調査を行うなどして、入札方式による契約の導入などを検討されたい。</p> | <p>24年度から苗畑での「養成」を行わず、直接樹木を購入して配付する事業に見直し、一般競争入札を実施しました。 それにより落札業者と「委託等の禁止及び誓約書の提出」条項を明記した契約書により、平成25年1月10日に契約を締結しました。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>また、再委託の禁止等に関する条項が記載されていない委託契約書を使用しているが、他の事業者では実施できないとする随意契約を締結するならば、再委託は原則禁止すべきであり、例外的に認める場合は、府の承認を義務付けるべきである。</p> | <p>(履行期間：平成25年1月10日から同年3月26日まで)</p> <p>また、室内全グループに対し、監査結果を周知するとともに、再委託の禁止等に関する条項が記載されていない委託契約書を使用しているものがないかどうかを調査し、このような契約はないことを確認しました。</p> <p>今後とも、契約書の作成、契約事務の適正執行について周知徹底に努めます。</p> <p>なお、監査後、改めて森林組合の平成23年度業務の現地検査、経理関係書類及び工事関係書等を調査しましたが、森林組合職員が直接業務を実施しており、再委託が行われた事実は確認されませんでした。</p> |
|---|---|

(委託業務の契約事務について)

| | | |
|---|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府環境農林水産部（農政室） | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月28日から同年8月3日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>国有財産登記測量業務は、予定価格が100万円を超えるものについては、一般競争入札により、超えないものについては、1号随意契約（少額随意契約）により、契約が行われている。</p> <p>しかしながら、当該委託業務について、一般競争入札の落札率の平均は20%であるのに対して、1号随意契約の場合の設計金額に対する契約金額の割合の平均は90%を超えており、両者は著しく乖離している。当該委託業務は、見積合せの方法や積算方法を見直すなどの改善が必要であり、最少の経費で最大の効果を挙げるよう検討されたい。</p> | <p>(見積合せの方法の見直しについて)</p> <p>当該業務委託を随意契約とする場合の見積合せの方法については、競争性を高めるため、見積書の徴取先を3者から5者に増やすこととし、農政室制定の国有農地の管理に関する業務の「業者選定基準」を平成24年10月24日付けで改正しました。</p> <p>(積算方法の見直しについて)</p> <p>当該業務委託における積算については、大阪府内の土地家屋調査士が使用する業務報酬基準を準用していましたが、平成24年度から客観性を確保するため、国の積算基準を準用しています。</p> | |

(再委託業務の履行確認の不備について)

| | | |
|---------|--------------------|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府北部農と緑の総合事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月1日から同月2日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |

| | |
|--|--|
| <p>府内の6自治体に委託した自然公園施設の維持等に関する業務（6自治体合計9百万円）に関する履行確認の状況を調査したところ、当該業務は自治体からすべて再委託されているが、当該契約の内容を明らかにする書類を入手しておらず、再委託契約の必要性、業務内容や金額の妥当性、業者選定の合理性等を確認することができない。</p> <p>また、一部の自治体に関しては、再委託業者の実際の履行状況が分かる資料（業務日報や、作業の実施状況を記録した写真など）が提出されていないため、実際の履行状況を確認できない。</p> <p>再委託業務の内容の妥当性を判断するために仕様書等を入手されたい。また、再委託業者の実際の履行状況を確認するために、契約書等に確認書類の提出義務について明記されたい。</p> | <p>（再委託業務の妥当性及び業務の履行確認について）</p> <p>平成25年度から本業務の実施要領を改定し、次の事項を加える案を作成し、3月に各委託先の市町と協議を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務に係る提出資料として、 1 再委託に係る仕様書、設計書（積算書）及び契約方法に関する書類（契約書の写し、入札の場合は入札調書、随契の場合は理由書）を添付すること。 2 再委託先から提出された業務日報又は月報の写し及び業務実施状況写真を添付すること。 <p>今後の再発防止のため、「各農と緑の総合事務所長の連絡会議（平成25年2月20日）」及び各事務所担当による「自然公園担当（班長）会議（平成25年3月4日）」により、周知徹底を図りました。</p> |
|--|--|

（再委託の合理性について）

| | | |
|--|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府北部農と緑の総合事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月1日から同月2日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>政ノ茶屋園地給水施設管理委託業務（257,250円）の主な業務内容は受水槽の清掃である。委託業者は、作業の監理、検収等を除く作業を再委託しているが、府は、委託業者から提出された業務実施計画書をもって再委託を承認しており、再委託理由等の通知が行われていない。</p> <p>再委託には、適切な業務遂行を阻害するリスクや、委託業者に帰属する中間マージンが過大となるリスクが存在することから、無制限に認めるべきではなく、府が直接取引する方がより非効率であるなど、原則として、府と実際に業務を行う業者とが直接契約を結ぶことに合理性がない場合に限られると解釈すべきであり、再委託の状況や必要性、合理性を把握することが重要となる。</p> <p>当該事例のように業務の主要な部分の再委託を行う場合は、よ</p> | <p>（再委託の必要性及び合理性の確認について）</p> <p>今後、当事務所で発注する委託役務業務等の契約に関する再委託の取扱いについては、「委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針」に基づき、必要性、合理性が確認できた場合を除き、原則として認めないこととします。</p> <p>なお、認める場合にあっては同指針に基づき、再委託理由等を記した承認申請書の提出を求め、審査をした上で可否を決定することとします。</p> <p>今後の再発防止のため、「各農と緑の総合事務所長の連絡会議（平成25年2月20日）」及び各事務所担当による「自然公園担当（班長）会議（平成25年3月4日）」により、周知徹底を図りました。</p> | |

| | |
|--|--|
| り慎重に、中間業者の必要性を検討すべきである。 また、委託業者が再委託を行う場合、その取引の合理性について府民に対し説明責任を果たせるよう、再委託先及び理由を記載した通知書を入手した上で、検討するよう徹底されたい。 | |
|--|--|

(電話設備の効率的な維持管理について)

| | |
|---------|-------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府富田林土木事務所 |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月16日 |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|--|
| <p>富田林土木事務所松原建設事業所の電話設備について、電話は非常時の通信手段として重要であること、電話設備のうち「主装置」と呼ばれる機械が老朽化していることを理由として、外部業者に毎月点検業務を委託している（委託金額は年219,240円）。</p> <p>しかしながら、日常使用する電話機自体の問題は、日々の業務において容易に発見しうることから、外部業者によって毎月点検するまでの必要性は乏しいと考えられる。また、「主装置」の老朽化が原因で毎月点検する必要があるのであれば、「主装置」を交換することによって、点検の頻度を減少させることも可能と考えられる。</p> <p>「主装置」の交換費用と現状の点検費用とを比較検討し、「主装置」を交換した方がコストを低減できるのであれば交換を検討するなど、電話設備の維持管理をより効率的に実施されたい。</p> | <p>指示事項を踏まえ、「主装置」の交換費用の見積りを徴取し、現状の点検費用との比較検討を行いました。その結果、「主装置」の交換については、機器の互換性から、附属電話設備についても交換が必要となり、約150万円の費用を要することが分かりました。</p> <p>また、「主装置」を交換しても、夜間、休日を問わず発生する可能性のある、水防や震災等の非常時の対応に支障をきたさないよう、保守点検は必要となります。「主装置」交換後、点検頻度を2か月で1回に減少させた委託金額の見積りも徴取したところ、毎年約10万円の費用が必要であり、仮にこの点検頻度を継続したとしても、10年以上は使用しないとコストを低減することができませんでした。</p> <p>このため、既存の電話設備を可能な限り使用しながら、現状の点検業務の委託を継続することとしました。</p> <p>今後とも、府民の安全・安心を確保するとともに、コスト低減を図りながら、電話設備の維持管理をより効率的に実施するよう努めます。</p> |

(電話設備の効率的な維持管理について)

| | |
|---------|-------------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府岸和田土木事務所 |
| 監査実施年月日 | 平成24年10月12日から同年11月21日まで |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|------------------------------|---------------------------------|
| 岸和田土木事務所尾崎出張所の電話設備について、電話は非常 | 指示事項を踏まえ、「主装置」の交換費用の見積りを徴取し、現状の |

| | |
|--|---|
| <p>時の通信手段として重要であること、電話設備のうち「主装置」と呼ばれる機械が老朽化していることを理由として、外部業者に毎月点検を委託している（委託金額は年114,660円）。</p> <p>しかしながら、日常使用する電話機自体の問題は、日々の業務において容易に発見しうることから、外部業者によって毎月点検するまでの必要は乏しいと考えられる。また、「主装置」の老朽化が原因で毎月点検する必要があるのであれば、「主装置」を交換することによって、点検の頻度を減少させることも可能であると考えられる。</p> <p>「主装置」の交換費用と現状の点検費用とを比較検討し、「主装置」を交換した方がコストを低減できるのであれば交換を検討するなど、電話設備の維持管理をより効率的に実施されたい。</p> | <p>点検費用との比較検討を行ったところ、「主装置」の交換については、機器の互換性から、附属電話設備についても交換が必要となり、約45万円の費用を要することが分かりました。</p> <p>また、「主装置」を交換しても、夜間、休日を問わず発生する可能性のある、水防や震災等の非常時の対応に支障をきたさないよう、保守点検は必要となります。「主装置」交換後、点検頻度を2か月で1回に減少させた委託金額の見積りも徴取したところ、毎年約5万円の費用が必要であり、仮にこの点検頻度を継続したとしても、7年以上は使用しないとコストを低減することができませんでした。</p> <p>このため、既存の電話設備を可能な限り使用しながら、現状の点検業務の委託を継続することとしました。</p> <p>今後は、組織の在り方やコスト低減を総合的に勘案しながら、府民の安全・安心を確保するとともに、電話設備の維持管理をより効率的に実施するよう努めます。</p> |
|--|---|

(会議録作成業務について(速記関係))

| | | |
|--|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府議会事務局 | |
| 監査実施年月日 | 平成 23 年6月 20 日から同年7月 20 日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>大阪府議会の会議録作成業務について、議会事務局の業者選定審査基準を満たす速記士を有することが必要であるとの理由で6社を選定し随意契約を行い、業務を6社に分割発注しているため、競争性が確保されていなかった。</p> <p>6社から徴した見積書は、項目及び金額全てが全社同一内容であり、十分な価格の検証がなされていなかった。</p> <p>また、契約書についても、各速記業者が担当する会議や業務量等が詳細に記載されておらず、発注者の裁量の余地の多いものとなっている。</p> <p>会議録作成業務の委託にあたっては、他県議会での入札による</p> | <p>平成23年度の大阪府議会の会議録作成業務については、既契約済みの6事業者との契約期間を短縮する旨の契約変更を行うとともに、平成23年12月に一般競争入札を実施し、あらためて契約を締結しました。</p> <p>平成24年1月から3月に開催された本会議、委員会については、落札事業者において会議録作成を行いました。</p> <p>会議録(原本)については、府政情報室と協議し、昭和63年以前のものについては、公文書館へ引き継ぐこととしました。</p> <p>また、図書室にある会議録(副本)については、これまでどおり利用者が支障なく閲覧できるよう適正に管理していきます。</p> <p>なお、電子化の保存については、議会運営委員会理事会で協議した</p> | |

| | |
|--|-----------------------------|
| <p>業務委託なども踏まえ、より経済的、効果的に行うとともに、公平性及び透明性の確保と府民への説明責任を果たすため、直ちに競争入札に向けた手続きを進められたい。</p> <p>なお、この会議録については、公文書としての価値が高く、大阪府の貴重図書であることから、電子化を図るなど保管方法の改善について早急に対応協議されたい。</p> | <p>結果、費用面から行わないこととしました。</p> |
|--|-----------------------------|

(専門図書館関西地区協議会への加入について)

| | | |
|---------|---|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府議会事務局 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年6月18日から同年7月20日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>大阪府議会では議会図書室を有することから、「専門図書館関西地区協議会」に加入しているが、事業内容を確認したところ、議会図書室運営業務へのメリットは少ないと考えられる。逆に大阪府は企画委員のメンバーとなっており、職員の事務的負担も大きい。</p> <p>費用対効果を検証し、継続加入の是非を含め事務的負担等の軽減について検討されたい。</p> | <p>監査の指示に鑑み、費用対効果の検証を行い、継続加入の是非を検討した結果、専門図書館関西地区協議会に対し、同協議会企画委員を今年度末で辞することを口頭により通知（通知日：平成24年10月11日）するとともに、同協議会を平成24年度末で退会するため、退会届を提出（提出日：平成25年2月4日）し、受理されたところである。</p> <p>また、平成25年5月29日（水）に開催された、同協議会平成25年度定時総会において、大阪府議会図書室の退会が報告された。</p> |

エ 庶務諸給与関係

(非常勤嘱託員の労働条件について)

| | | |
|---------|--|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府府民文化部（国際交流・観光課） | |
| 監査実施年月日 | 平成24年7月18日から同年8月24日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>労働基準法上「労働者に適用される労働時間等に関する具体的な条件」を明示しなければならないことになっており、労働契約法第4条2項では、「労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。」となっているが、非常勤嘱託員の業務日程が流動的</p> | <p>当該非常勤嘱託員の勤務実態に則した労働条件について関係課と協議を行い、1日当たりの勤務時間を定めるとともに、毎月の勤務日及び勤務時間を書面にて通知することを取り決め、その旨は、平成25年度の雇用発令書に記載しました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>であるため、1カ月の勤務日が10日としか定められておらず、労働条件が明確にされていないものがあつた。</p> <p>非常勤嘱託員の勤務実態に則した労働条件を明確にし、書面により確認するか、または実態に則した契約形態を検討されたい。</p> | |
|---|--|

オ 財産関係

(行政財産の使用許可について)

| | | |
|---------|---|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府立砂川厚生福祉センター | |
| 監査実施年月日 | 平成 24 年2月6日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>大阪府立砂川厚生福祉センターにおいては、これまで自動販売機の設置や売店の経営に係る行政財産の使用許可を特定の者に行ってきた。</p> <p>府有財産の有効活用及び選定に係る透明性の確保を図るため、今後行政財産の使用許可を与える者の選定に当たっては、原則として公募によることを検討されたい。</p> | <p>特定の者に行政財産の使用許可を行ってきた、自動販売機の設置及び売店の経営に係る行政財産の使用許可については、公募を実施しました。</p> <p>公募の結果、自動販売機設置事業者（法人）及び売店等営業事業者（個人）が決定しました。</p> |

(固定資産の実査について)

| | | |
|---------|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府中央卸売市場 | |
| 監査実施年月日 | 平成 24 年6月 21 日から同年8月3日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>貸借対照表に計上されている有形固定資産について、現状、定期的かつ網羅的な現物確認等の実査に関する内規の作成及び実査が行われてない。本来、貸借対照表に計上される有形固定資産は、実在性及び使用状況を確認した上で計上すべきものである。</p> <p>したがって、実査を実施できるよう早急に内規を整備し、管理体制を確立する必要がある。</p> <p>さらに、平成26年度から、新地方公営企業会計制度が適用され、減損会計も導入される。減損会計の適用を円滑に進めるためにも、</p> | <p>有形固定資産の実査を行い、遊休資産はないことを確認しました。</p> <p>また、実在しない有形固定資産については、固定資産台帳上整理しました。</p> <p>なお、平成24年10月16日付けで策定した「固定資産実地照合実施要領」に基づき、実地調査を行い、固定資産の適正な管理に努めます。</p> |

| | |
|---|--|
| 定期的かつ網羅的な実査を行い、遊休資産の有無を確認するとともに固定資産台帳の正確性を検証されたい。 | |
|---|--|

(開始貸借対照表における工作物の計上金額について)

| | |
|---------|---------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部（河川室） |
|---------|---------------|

| | |
|---------|----------------------|
| 監査実施年月日 | 平成24年6月20日から同年8月3日まで |
|---------|----------------------|

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>大阪府新公会計制度において、平成22年度以前に取得した河川室が所管する全ての工作物について、取得原価（購入価額）が明らかでないとして、再調達価額に基づいて開始貸借対照表に計上している。</p> <p>しかしながら、上記工作物の中には、調査によって取得時の購入価額を確認できる資産が含まれていると考えられ、開始貸借対照表作成要領に反した会計処理となっている。</p> <p>金額的に重要な資産で、調査によって取得時の購入価額を確認できるものについては、当該購入価額を基礎として取得原価を決定し、開始貸借対照表に計上されたい。</p> | <p>河川室が所管する工作物の設置年度を調査し、文書保存期間が満了しておらず、契約原議が残っている資産については、取得時の購入価格を確認の上、取得価格を修正しました。</p> |

(用地買収に関する補償費の公有財産台帳への登載について)

| | |
|---------|------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府池田土木事務所 |
|---------|------------|

| | |
|---------|-------------|
| 監査実施年月日 | 平成24年11月14日 |
|---------|-------------|

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>用地買収に際しての地権者に対する補償費については、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、資産として公有財産台帳に登載する必要がある。しかしながら、補償費を費用として事務処理を行ったため、公有財産台帳に資産として登載することが漏れていた。その結果、平成23年度の大阪府新公会計制度における貸借対照表上の土地残高及び公有財産台帳上の土地の登載金額が本来あるべき金額に比べ270百万円過小となっていた。</p> | <p>用地買収に際しての地権者に対する補償費について、費用から資産に修正し、公有財産台帳に登載しました。</p> <p>今後、事務処理を行う際には注意するとともに、月次決算や年次決算等において、複数人でチェックを行うなど、適正な事務の執行に努めます。</p> |

速やかに是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう適正な事務の執行に努められたい。

(大阪府新公会計制度における資産照合について)

| | | |
|---------|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府池田土木事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月14日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>事業用資産及びインフラ資産について、大阪府新公会計制度における財務会計システム上の残高と公有財産システム上の残高が一致していなかった。</p> <p>適切な資産有高が開示されるよう、早期に原因調査及び残高の修正を行うとともに、今後は差異を生じさせることのないよう適正に事務を執行されたい。</p> | <p>原因調査したところ、財務会計システムと公有財産システムの入力誤りがあったため、残高の修正を行いました。</p> <p>この結果、財務会計システムと公有財産システムの残高が一致しました。</p> <p>今後は、月次・年次決算整理等で残高の確認を行い、差異が生じた場合には原因調査を行い修正するとともに、差異を生じさせることのないよう適正に事務を執行します。</p> |

(用地買収に関する補償費等の公有財産台帳への登載について)

| | | |
|---------|--|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府茨木土木事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月1日から同年12月28日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>平成21年度の「用地取得等業務委託契約（道路改良事業：新名神高速道路事務所分）」により取得した土地の取得原価は601,581,895円であるが、公有財産台帳には351,697,721円として登載されており、平成23年度末の貸借対照表において差額の249,884,174円の資産が過小計上となっている。</p> <p>速やかに是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>土地の取得原価について、付随的支出の資産計上が漏れていたため、公有財産台帳に登載しました。</p> <p>今後、事務処理を行う際には注意するとともに、月次決算や年次決算等において、複数人でチェックを行うなど、適正な事務の執行に努めます。</p> |

(大阪府新公会計制度における資産照合について)

| | | |
|---------|-------------|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府岸和田土木事務所 | |
|---------|-------------|--|

| | | |
|---------|---|---|
| 監査実施年月日 | 平成24年10月12日から同年11月21日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>事業用資産及びインフラ資産について、大阪府新公会計制度における財務会計システム上の残高と公有財産システム上の残高が一致していなかった。</p> <p>適切な資産有高が開示されるよう、早期に原因調査及び残高の修正を行うとともに、今後は差異を生じさせることのないよう適正に事務を執行されたい。</p> | <p>原因を調査したところ、財務会計システムと公有財産システムの入力誤りがあったため、残高の修正を行いました。</p> <p>この結果、財務会計システムと公有財産システムの残高が一致しました。</p> <p>今後は、月次・年次決算整理等で残高の確認を行い、差異が生じた場合には原因調査を行い修正するとともに、差異を生じさせることのないよう適正に事務を執行します。</p> |

(大阪府新公会計制度における資産照合について)

| | | |
|---------|---|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府東部流域下水道事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月1日から同年12月28日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>事業用資産及びインフラ資産について、大阪府新公会計制度における財務会計システム上の残高と公有財産システム上の残高が一致していなかった。</p> <p>適切な資産有高が開示されるよう、早期に原因調査及び残高の修正を行うとともに、今後は差異を生じさせることのないよう適正に事務を執行されたい。</p> | <p>原因調査したところ、公有財産システムの入力誤りがあったので、残高の修正を行いました。</p> <p>この結果、財務会計システムと公有財産システムの残高が一致しました。</p> <p>今後は、月次・年次決算整理等で残高の確認を行い、差異が生じた場合には原因調査を行い修正するとともに、差異を生じさせることのないよう適正に事務を執行します。</p> |

カ 業務関係

(公有財産台帳管理システムについて)

| | | |
|---------|--------------------------------|-------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府総務部（財産活用課）、大阪府会計局 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年1月10日から同年3月22日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | 平成23年度からの新公会計制度導入に伴い、平成23年度の開始 | (措置した機関：総務部財産活用課) |

| | |
|--|--|
| <p>時点での資産及び負債の額を確定させ、それらを集約した開始貸借対照表を作成し公表しているが、公有財産台帳の整備が遅延したため、開始貸借対照表上の固定資産の額の確定ができず、当初予定されていた公表時期からは大幅に遅れることとなった。</p> <p>このような状況に鑑み、公有財産の異動や残高を管理する公有財産台帳管理システム及び当該システムと連携する財務会計システムについて確認したところ、システム障害や情報の不整合等の不具合について、解決まで確実に管理する手順・ルールが定められていなかったり、また、発見された不具合への対応や再発防止策が不十分な面があった。さらに、システムやプログラムの変更・データ修正についての手続が明確でなく、承認及び実施の記録が作成されていなかった。</p> <p>これらについては、手続の明確化や具体的な対応が必要であるため、十分に検討されたい。</p> <p>なお、システム障害や情報の不整合等の不具合について、解決まで確実に管理する手順・ルールを定める件については、会計局に対する指示ともする。</p> | <p>(発生した不具合に関する解決までの進捗管理について) 措置報告済み。</p> <p>(プログラムの不具合の修復範囲について) 措置報告済み。</p> <p>(システム変更等のルールの策定と申請フォーマットの作成について) 措置報告済み。</p> <p>(人為的ミスの再発防止策について) 人為的ミスが多発するような機能については、以下の対応を実施しました。</p> <p>(ア) 平成24年11月にマニュアルを改訂しました。今後も所属の意見等を取り入れ、改定を行います(平成25年4月にも、主に組織変更を理由とした改正を行いました)。</p> <p>(イ) QA集を作成し、操作者の利便に供しました。</p> <p>(ウ) 平成24年9月から10月にかけて操作研修を行いました。その際、システムの操作のみならず、公会計の考え方についての説明を行いました。</p> |
|--|--|

(金品等の適正管理について)

| | |
|--|--|
| <p>監査対象機関名</p> | <p>大阪府立修徳学院</p> |
| <p>監査実施年月日</p> | <p>平成24年11月12日から同年12月14日まで</p> |
| <p>監査の結果</p> <p>修徳学院において、入所者から一時的に預かる金銭等(現金、通帳及び印鑑)の預り金品(以下「金品等」という。)の管理については、「大阪府立修徳学院金品等管理規程」で定めているものの、金品等を修徳学院で預かることについては、手続の定めがなく、入所者、保護者等から「預り書」などの同意はとっていない。</p> <p>金品等を一時的に管理している以上、事務手続を明確化すると</p> | <p>措置の状況</p> <p>児童の入所時に、生活訓練費及び預金通帳等の金品等を預かることについて「預かり同意書」を徴収するよう大阪府立修徳学院金品等管理規程を改正しました。</p> |

| | |
|---|--|
| ともに、事故防止の観点からも、管理手続等については、可能な限り詳細に規定するよう検討されたい。 | |
|---|--|

(人材開発センターの活用等について)

| | |
|---------|-------------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府立南大阪高等職業技術専門学校 |
| 監査実施年月日 | 平成23年10月17日から同年11月11日まで |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>大阪府立南大阪高等職業技術専門学校（以下「南大阪校」という。）は、平成18年4月に開校した施設であり、民間における職業訓練に関する地域の中核機関として、当該施設における養成、技能の向上等を図ることを目的として人材開発センター（以下「センター」という。）を設置している。国の要綱によれば職業訓練及び技能検定の振興に資するため、センターに非常勤職員として職業訓練推進員を配置するものとしているが、南大阪校においては職員OB（訓練指導員OB）の再任用職員を配置している。</p> <p>現在のセンターの活用状況は、テクノ講座の一部や新エネルギー活用研修が行われているものの、そのほとんどが施設貸与業務となっている。センター設置要綱に定める設置の趣旨からすれば、研修の実施などもセンターの重要な役割のひとつであることから、業務に配置されている再任用職員の能力や校における訓練科目の特性を生かした更なる活用方法を検討されたい。</p> <p>また、センターの光熱水費徴収の方法についても、単価設定が複雑なものとなっているが、センター本来の役割をより効果的に発揮するとの観点から現行の制度を検証し出来るだけ簡素な仕組みとなるよう検討されたい。</p> <p>(なお、この指示事項のうち光熱水費徴収の方法に係る部分は、商工労働部雇用推進室に係る指示事項とする。)</p> | <p>(措置した機関：南大阪高等職業技術専門学校)</p> <p>人材開発センターは、実習場のみという特性から、主として事業主団体等への技能検定等のための貸与により、民間における職業訓練の促進を図ってきたが、今回の指示事項を踏まえ、テクノ講座や研修の実施で当校の訓練科目の特性を活かした人材開発センターの活用を更に図ることとしました。</p> <p>このため、平成25年3月、周辺企業の在職者を対象に自動車安全教育に係る研修を実施するとともに、平成24年度に実施したテクノ講座「フォークリフト特別教育」の講座数を平成25年度は1講座増やし、3講座実施する予定です。</p> <p>(措置した機関：商工労働部雇用推進室人材育成課)</p> <p>人材開発センターは、既に設置されている南大阪校だけでなく、平成25年度に開校予定の北大阪校にも設置することとなっているため、大阪府立高等職業技術専門学校人材開発センター運営要綱及び同運営細則を改正しました。光熱水費の徴収方法については、施設設備貸与に係る要綱等とも整合を図り運営細則において、実績をもとに単価を設定し、実費を徴収するよう整理しました。</p> |

(引当金の計上について)

| | |
|---------|--------|
| 監査対象機関名 | 大阪府会計局 |
|---------|--------|

| | | |
|---|---|--|
| 監査実施年月日 | 平成23年7月22日から同年8月10日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>債権回収・整理計画上の回収対象債権には、本来であれば、個別に回収可能性を検討し、引当金を計上すべきものが含まれており、新公会計制度上、それらの債権のすべてに対して引当金を計上しないとする方針は、実状に合わず、合理的ではない。よって、回収可能性に疑義がある債権は、別途集計し、引当金の要否について検討されたい。</p> <p>また、修学資金貸付金などの免除債権に対する引当金については、その全額、あるいは、過去の免除額を基礎とした率で引当計上するにしても、他の債権に対する引当金とは性格を異にするため、内容がわかるように引当金の内訳を別途注記するなど、表示方法について検討されたい。</p> | <p>債権回収・整理計画上の回収対象債権について、債権管理の実情に応じた引当金の計上について検討した結果、平成24年3月30日付けで評価性引当金取扱要領を改正し、従来の規定では引当金を計上しない一般債権についても、過去の不納欠損及び償還免除の実績に基づき算定した金額を計上することとしました。</p> <p>また、修学のために資金を貸し付ける貸付金の免除債権については、他の債権と性格を異にするため、貸倒引当金の要引当金額の算定において考慮しないこととし、注記においてその旨を記載することとしました。</p> <p>なお、本件については、平成24年3月26日に開催した第9回新公会計制度庁内連絡会議で周知を行いました。</p> | |